

平成 26 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況について

平成 27 年 5 月 13 日
原子力規制庁

平成 26 年度第 4 四半期（1 月～3 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の実施状況等を報告する。

．発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1．発電用原子炉施設（特定原子力施設及び廃止措置中のものを除く）

（1）平成 26 年度第 4 回保安検査の結果

検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定¹の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

検査実施期間及び検査実施者

別表 1 - 1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

検査内容

別表 1 - 1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

検査結果

検査の結果は、別表 1 - 1 に示すとおりである。

このうち、「違反」²に該当する事象（安全上重要な配管の点検計画等について）が、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅにおいて確認された。その状況等は、以下のとおり。

クラス 1 機器である補機冷却水系配管に係る点検計画において、「外観状態に異常等なし（腐食・減肉の進行状況に応じて肉厚測定を実施）」と管理基準に定める一方で、腐食・減肉の進行状況の判断基準に関する点検計画が適切に定められていないこと、過去の点検においては、保温材を取り外すことなく実施した配管の外観点検結果のみに基づき「肉厚測定は不要」と判断しており、当該配管の腐食・減肉状況の把握に有効な評価を行っていないことを確認した。

平成 26 年 12 月 22 日、保安措置命令等に対する報告（以下「機構報告」という。）において不適合管理の特別採用を行うことにより「未点検機器を解消した。」としている技術評価を確認したところ、「これまでの

運転中に故障が生じた履歴がないこと」「単純な構造であること」等により、「点検時期を超過しての使用に問題がない。」とするなどの技術的根拠に乏しい評価が行われている事例を複数確認した。

機構報告において、保全計画の見直し作業の第一段階として「保安規定における低温停止時に機能要求がある機器を最優先として技術根拠を整備した。」としているが、保全計画を策定するために行った保全重要度の見直しに用いた技術根拠資料は品質保証上必要な技術的なレビューがなされておらず、作成途中段階のものであり、保全重要度分類が適切に行われていないことを確認した。また、機構は保全重要度分類の技術的根拠の整備を中長期的に実施することとしていたが、実施計画が策定されておらず、整備作業が実施されたことも確認できなかった。

上記の確認結果は、保安規定第3条（品質保証）及び第103条（建設段階における保守管理計画）に違反しており、これまでの違反、監視事項に対する改善が未だ途上であることを示している。これらについて、現時点で安全に影響を及ぼすような事象が顕在化している事実は確認されなかったものの、安全重要度が高いクラス1機器の点検に関する問題であり、品質マネジメントシステムの欠陥又は品質保証に係る保安規定の不履行により安全に影響を及ぼす可能性があるものと評価する。

本件は、保安措置命令の一つである保全計画の見直し作業が不十分であったことを示すものであり、原子力規制委員会からの命令に対する報告書の信頼性に疑問を抱かせるものである。原子力機構は、当該報告書の措置状況等について保安検査における指摘事項を踏まえ早急に確認し、必要な改善を行う必要がある。

2 保安規定違反の判定区分は、発生した事象に係る原子力安全に対する影響度等を総合的に考慮した上で、当該事象を評価し、安全機能、放射線被ばく及び品質保証の観点から保安規定違反の区分の判定を行うこととしており、今回の指摘事項については品質マネジメントシステムの欠陥又は品質保証に係る保安規定の不履行により安全に影響を及ぼす可能性があると判断し、「違反」と判定した。

また、平成26年度の保安検査重点方針に基づき、安全文化醸成活動の実施状況に係る検査において、実施部門の管理責任者³（以下「管理責任者」という。）に対するインタビューを実施した。詳細な内容は、別表1-2のとおり。

3 保安規定で定められている職務の一つで、安全文化醸成活動を統括する者。

（2）保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第4四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2．特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（1）平成26年度第4回保安検査の結果

検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置⁴の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

- 4 実施計画第 4 章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

検査実施期間及び検査実施者

別表 1 - 3 に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

検査内容

別表 1 - 3 に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

検査結果

検査の結果、別表 1 - 3 に示すとおり、実施計画の違反に該当する事象は認められなかった。

(2) 保安検査期間外の実実施計画違反について

平成 26 年度第 4 四半期では、保安検査期間外において、実施計画の違反に該当する事象は認められなかった。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成 26 年度第 4 四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

核燃料施設等に係る保安検査について（別添 2 参照）

1. 平成 26 年度第 4 回保安検査の結果

(1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のものに限る）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 22 条第 5 項、第 37 条第 5 項、第 43 条の 3 の 2 第 5 項、第 50 条第 5 項、第 51 条の 18 第 5 項又は第 56 条の 3 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表 2 - 1 に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表 2 - 1 に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表 2 - 1 に示すとおりである。

このうち、「監視」⁵に該当する事案が、独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）において 1 件（試験研究用等原子炉施設 J M T R（材料試験炉）における施設定期自主検査の一部実施不備）確認された。

詳細は別表 2 - 2 のとおり。

5 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

2 . 保安検査期間外の保安規定違反について

平成 2 6 年度第 4 四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

別表 1 - 1 : 平成 26 年度第 4 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 17)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	平成 27 年 2 月 23 日 (月) ~ 3 月 6 日 (金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は、保安検査実施方針^{*1)}に基づく検査項目。) <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u> <u>新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況 (東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況)</u> <u>過去の違反事項 (監視) に係る改善措置状況</u> <u>運転管理の実施状況 (抜き打ち検査)</u> <u>放射性廃棄物管理の実施状況 (抜き打ち検査)</u></p> <p>2) 追加検査項目^{*2)} なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」「新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況 (東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況)」「過去の違反事項 (監視) に係る改善措置状況」「運転管理の実施状況 (抜き打ち検査)」及び「放射性廃棄物管理の実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については「泊発電所不適合是正管理要領」に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置を実施するとともに、各課からの進捗状況や完了予定の確認を行い、当該処理を促進する活動を行っていることを「不適合管理台帳」「不適合報告書」等の記録により確認した。</p> <p>また、原子力規制委員会が平成 27 年 2 月 17 日に発出した一般連絡文書 (株式会社イトーキ製水密扉からの漏水可能性) に対し、泊発電所では、所内にメール等による事象内容の情報共有を行い、「泊発電所トラブル情報検討要領」に基づき、本件に管理番号が付され、所管課において対策必要性の要否検討を開始したこと等を「予防処置検討票」等の記録により確認した。また、今後開催されるトラブル情報検討ワーキンググループにおいて、所内での対策必要性の検討・要否の方向性等に係る事前確認を行い、対策必要性の要否を決定する予定であることを聴取した。本件については、今後の保安調査等により事業者の対応状況を確認していく。</p> <p>「新規制基準を踏まえた安全対策の実施状況 (東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況)」については、緊急安全対策等として進めてきた「新規貯水設備の設置工事」「電路等設置工事」等が計画に基づき進捗していることを「実施計画及び実施状況」等の記録及び電路トンネルにおけるコンクリート打設中検査の現場立会により確認した。また、配備した資機材については、バックホウが維持・管理されている状態にあることを定期点検の現場立会により確認するとともに、構内進入路等が冬季の気象条件 (積雪及び凍結) においても使用できる状況に維持・管理を実施していることを「除雪日報」「屋外給水タンクの凍結対策」等の記録により確認した。</p> <p>「過去の違反事項 (監視) に係る改善措置状況」については「泊発電所不適合是正管理要領」に基づき、直接原因分析に基づく再発防止対策及び有効性レビューが完了し、再発防止対策が定着していることを「不適合報告書」「設計・調達管理状況確認表」等の記録により確認した。また、本事象に関しては、根本原因分析 (R C A) の結果を踏まえ、R C A 委員会のもと編成された対策実施チームにおいて、文書の改正管理、教育方法等の対策を実施していることを「文書管理要領」「品質マネジメントシステム計画管理要領」等により確認した。</p> <p>以上のことから、当該保安規定違反 (監視) に係る再発防止対策については、特段大きな問題は見受けられなかったことから、本件に対する保安検査は今回をもって終了することとする。</p>

	<p>「運転管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、1・2号機及び3号機の中央制御室の運転当直の業務引継は、「運転要領（総括編）」及び「運転管理要則」に基づき運転状態、保守作業状況等を適切に引き継いでおり、1・2号機と3号機の中央制御室の運転当直の引き継ぎの実施状況が整合していることを中央性制御室への抜き打ち立会により確認した。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、放射性固体廃棄物の容器への封入処理のうち、1・2号機のセメント固化処理を「運転要領（廃棄物処理編）」及び「運転要領（原子炉編）」に基づき実施していることを現場への抜き打ち立会により確認した。また、セメント固化処理結果及び委託運転員の運転資格認定の状況について「放射性液体廃棄物固化処理報告書（セメント固化体）」「資格認定書（セメント固化装置運転員）」等の記録により確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、問題となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>
--	---

*1) 原子力規制委員会が示す保安検査の重点方針及び各規制事務所における前年度の評価結果を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

*2) 保安規定違反の取扱いに定める違反の区分で「違反」以上の判定を行った場合等に実施する検査。

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月16日(月) ~ 2月27日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p><u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u> <u>プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況</u> 放射線管理の実施状況 記録の保管状況(抜き打ち検査) 放射性固体廃棄物の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の 総合評価部分 を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」、「放射線管理の実施状況」、「記録の保管状況(抜き打ち検査)」及び「放射性固体廃棄物の管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、東通原子力発電所で発生した不適合事象の不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況並びに女川原子力発電所で発生した不適合事象に対する水平展開の実施状況について抽出した個々の事象に対して判断、処置等が適切に実施されていること、他社で発生した不適合事象に対する水平展開の実施状況についても期間を指定し、事前に原子力情報公開ライブラリーから情報を入手、整理したうえで確認し、本店での水平展開要否検討から発電所における処置状況まで適切に実施されていることを確認した。</p> <p>また、水密扉の製造管理上の不備に係る対応については、原子力規制委員会が原子力安全推進協会に対して提供した情報及び事業者へのお知らせ情報を受け、速やかに事業者内関係各所と情報共有するとともに、本店が関係各所に対し必要な指示を出していることを指示書等により確認した。東通原子力発電所においては、既に設置されている水密扉4箇所の製造メーカーが(株)イトーキ以外のメーカーであることを確認するとともに、今後設置予定の水密扉については、仕様見直しと合わせて、今回の不備への対応方針を検討する予定である旨を聴取した。</p> <p>さらに、設置が完了している4箇所の水密扉に対して、調達要求事項、確認方法を明確にするとともに、メーカー工場内試験や現地据付け工事への必要な立会を行い、水密扉が要求事項を満足していることを確認していることを記録及び聴取により確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」については、プラントの長期停止に伴う安全維持点検(第2回目)の計画において、他の工事計画との調整等により一部見直す必要が生じたことから、手順書に基づき、変更理由を明確にし所長の承認を得た上で関連文書である「点検計画予実績表」及び「安全維持点検(個別計画書)」の改正が適切に行われていることを確認した。点検の進捗管理については、「点検着手状況チェックシート」を運用し、点検着手の漏れや遅延を防止する観点から、機器ごとの点検状況を確実に把握できるよう改善されていることを確認した。実際の点検の実施状況については、安全上重要な機器など約40台を抽出し、各機器の点検開始状況及び点検完了状況について漏れ及び遅延がないことを関係する記録により確認した。また、「長期停止に伴う点検の実施方針」において、点検間隔を月単位で定めている機器を基本とした管理方法の記載に加え、運転サイクル単位で定めている機器についても管理方法を具体的に明記する改正が行われ、実効性のある仕組みとして改善が図られていることを確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」については、外部放射線に係る線量当量率等の測定が、放射線測定に係る社内手順書に明確に定められており、これに基づき、適切に測定が行われ、必要な確認、報告が行われていることを測定に係る記録</p>

により確認した。放射線計測器類の管理については、保安規定に定められている計測器のうち9台を選定し、それらが計測器の管理に係る社内手順書等に基づき、定められた設置場所に設置されるとともに適切に管理されていることを現場確認及び点検校正に係る記録により確認した。

「記録の保管状況」については、抜き打ち的手法を用いて、記録の保存状況を各室課執務室等に立入り、保安規定に定められている記録のうち品質保証に係る記録から検査対象を指定し、その記録が、必要な保存期間、良好な状態で保存されていることを現場確認により確認した。また、事業者が行う記録の保管状況の確認については、品質記録管理手順書に基づき定期的に行う点検が平成27年2月から4月で計画されていることを、打合せ議事録等により確認した。

「放射性固体廃棄物の管理状況」については、抜き打ち的手法を用いて、放射性固体廃棄物（ドラム缶）の運搬作業に立会い、廃棄物管理に係る社内手順書等に基づき、一連の作業が適切に実施されたこと及び作業後に運搬に係る記録が適切に作成され、必要な確認、報告が行われていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月23日(月) ~ 3月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目) <u>過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</u> <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u> 内部監査等の実施状況 <u>プラントの長期停止に伴う保守管理実施状況</u> 資源の運用管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「内部監査等の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理実施状況」及び「資源の運用管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」については、直接原因分析及び根本原因分析を以下のように実施していることを確認した。</p> <p>直接原因分析については、主として平成26年度第3回保安検査の指導を受けて追加対象となった「点検結果が「否」にもかかわらず、不適合管理を実施しなかった事象において、数値で示された明確な判定基準を逸脱している事象」の検討状況を、直接原因分析チームが策定した「女川原子力発電所第2号機地震後健全性確認の点検記録不備に係る直接原因分析報告書」により確認した。</p> <p>また、根本原因分析については、直接原因分析結果を個別の問題点として追加分析し、組織的背後要因及び根本原因の分析並びに安全文化・組織風土の観点から評価を行っていることや、平成18年に実施された「原子力品質保証体制総点検」結果を踏まえた評価分析を行い、再発防止対策、展開方針及びアクションプランを策定していることを「女川点検記録に関わる根本原因分析・再発防止対策について」及び「根本原因分析の活動報告について(報告)」により確認した。</p> <p>また、1号機及び3号機地震後の設備健全性確認に係る点検記録のうち協力会社から事業者へ提出されている記録(1号機:約600機器、約7,900ページ、3号機:約15,000機器、約27,000ページ)について事業者が再確認した結果、2号機の保安検査において判明した記録不備と同様な事象が474件(1号機:102件、3号機:372件)認められた。しかしながら、構造的に存在しない構成部位等の点検が記録上実施されている事象において、作業員が2名で各々点検したにもかかわらず記録の不備が生じた事象も確認されたため、2号機の記録不備と同様な事象以外の記録不備がないかについて再確認を行うよう要請した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、保安調査における事業者からの不適合案件の説明及び保修作業依頼票の発行状況を踏まえ、不適合事象を抽出し、「不適合管理運用要領書」等に基づき、不適合事象検討会において、不適合管理が適切に実施されていることを不適合処置票にて確認するとともに、品質保証会議において、不適合の処置状況が適切に審議され、管理されていることを、品質保証会議議事録、同会議報告資料「不適合の管理状況」等にて確認した。</p> <p>水密扉の製造管理上の不備に係る事案については、原子力安全推進協会の運転情報検討会等より不具合情報を入手したことから「原子力保安情報処理要領」に基づき、他社情報検討会を開催し、同検討会の検討結果を踏まえ、原子力部長から指示文書が発出されていることを、他社情報検討会議事録等により確認した。さらに、事業者が、設置されている水密扉に対して製品検査結果報</p>

告書及び検査成績書等により健全性を再確認していることを確認した。

さらに、水密扉を納入したメーカーが詳細点検を平成27年3月末までに実施し、事業者もこれに立会うことなどが対応方針として示されていることを、「原子力部長指示文書に係る対応結果について（回答）」により確認した。

なお、原子力規制委員会が2月17日に発出した一般連絡文書については、「外部文書連絡箋」にて関係先に情報伝達されており、一般連絡文書に対する予防処置が、原子力部長及び土木建築部長からの指示文書並びにメーカー等からの情報による処置に包含されていることを確認した。

「内部監査等の実施状況」については、本店原子力考査室が「内部監査要領」に基づき、年度原子力品質監査計画を策定し、原子力安全推進会議に諮り、社長の承認を得ていることを決定書により確認した。

また、内部監査の実施にあたっては、年度原子力品質監査計画に基づき、個別監査計画が策定され、被監査部門に対して原子力品質マネジメントシステムに沿った業務の実施状況に係る監査を実施し、適合性評価・有効性評価の中で不適合、改善要望、気付き及び良好事例を見出し継続的改善に努めていることを監査チェックシート及び原子力品質監査実施報告書により確認した。

「プラントの長期停止に伴う保守管理実施状況」については、「東北地方太平洋沖地震に伴う設備健全性確認実施計画書」に基づき、保安規定その他の要求によりプラント長期停止期間中においても機能維持が要求される系統等を対象とする方針書「2号機および3号機の長期停止期間中における点検方針について」を策定し、プラント系統・設備及び対象機器等を選定し「工事仕様書」に反映していることや、点検項目及び点検内容等は「工事要領書」に基づき実施され、点検終了後は、「工事報告書」により対象機器点検が実施されていることを確認し、「機器・弁 長期計画」等に実績を反映していることを3号機の安全維持点検について確認した。

また、3号機の安全維持点検結果から得られた保全活動の改善を次回へ反映するための情報に対する保全の有効性評価が適切に実施されているかについては、工事報告書の所見及び不適合事象を基に保全の有効性評価が実施されていることを「保全の有効性評価（女川3号機 第7回保全サイクル安全維持点検（1回目）後）結果の概要」、「保全の有効性評価詳細評価表」等にて確認した。

さらに、「保全の有効性評価（女川3号機 第7回保全サイクル安全維持点検（1回目）後）結果の概要」の妥当性確認を実施していることを「第4回 保全の有効性評価検討会 議事録」等にて確認し、長期停止時の点検である安全維持点検の仕組みが機能していることを確認した。

また、プラントの長期保管対策として、機能維持の観点で実施している3号機残留熱除去系ポンプ手動起動試験に抜き打ちで立会い確認した。

「資源の運用管理の実施状況」については、抜き打ち検査により、現在実施している1号機の安全維持点検（2回目）において、「東北地方太平洋沖地震に伴う設備健全性確認実施計画書」に基づき、1回目の安全維持点検の実績を踏まえるとともに、2号機及び3号機の安全維持点検の対象系統並びにシビアアクシデント対策で新たに設置された設備を反映して、原子力施設停止時の安全管理上重要な系統を見直していることを「女川原子力第1号機安全維持点検（2回目）の実施方針について」の略式決定書及び「計画必修作業要領書」により確認した。

また、人的資源については、「力量、教育・訓練および認識要領」及び「原子力発電所員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領」に基づき、業務・階層ごとに力量、教育・訓練及び認識に関する管理手引きを定め、業務に対する必要な力量について所員ごとに適切に管理していることを、「管理職力量評価表」及び「関係業務力量個人管理表」により確認した。

作業環境については、現在実施している1号機の安全維持点検（2回目）において、「業務の計画および実施要領」に基づき、必要な作業環境を明確にし、適切に運営管理していることを、工事共通仕様書、工事要領書等により確認し

	<p>た。</p> <p>上記により、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p>
--	---

(4 / 17)

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月20日(金) ~ 3月5日(木)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目) 安全文化醸成活動の実施状況 マネジメントレビューの実施状況(本店検査) 内部監査の実施状況(本店検査) 燃料管理の実施状況 不適合管理の実施状況 過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況 記録管理の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況(本店検査)」、「内部監査の実施状況(本店検査)」、「燃料管理の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」及び「記録管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成25年度の安全文化醸成活動の評価結果に基づき、平成26年度の安全文化醸成活動計画が作成され、今年度の安全文化醸成活動が計画どおりに実施され、進捗していることを確認した。</p> <p>新たに自己評価制度を導入し、日々の振り返りを開始したこと、マネジメントオブザベーションとして、当直長が当直引継時の注意点の観察を行い、グループ長が現場作業時の注意点の観察を行い、それぞれ評価・指導が行われており、観察結果から抽出した良好事例がイントラネットで所員に紹介されていることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、社長によるマネジメントレビューが、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に従い適切に実施されていることを、「平成25年度社長の行うマネジメントレビューおよび平成25年度下期本部長の行うレビュー実施議事録」等によって確認した。</p> <p>平成25年度マネジメントレビューにおいて現場力強化が指示されていることから、当該指示に対する資源の投入状況について確認を行ったところ、人的資源の配分について、保安規定に基づく品質保証体系の外で東京電力全体の人的資源の検討を行い、その結果を品質保証体系下に取り込んでいるとの説明があったが、品質保証体系内においては人的資源の投入の検討・結果を含め、どのように評価・確認しているかのプロセスが明確でないことを確認したことから、改善を指導した。また、品質方針で実施することとしている「原子力安全改革プラン」を原子力・立地本部業務計画に取り込む際に参照している「原子力安全改革プラン」の文書が容易に識別できる状態となっていなかったことを確認したことから改善を指導した。</p> <p>「内部監査の実施状況」については、平成25年度の品質監査活動の方針に基づき監査を行った結果、課題が抽出され、平成26年度の監査活動方針が作成されていることを確認した。また、本店の3グループ(防災安全グループ、保守管理グループ及び設備技術グループ)を選定し、業務品質監査として対象業務を特定した監査が行われていることを確認した。本店と発電所間のマニュアルの不整合やマニュアル不備に対する是正処置として、事業者は、主管部門において実効的な仕組みを検討する必要があると判断しており、内部監査においても、仕組みの遵守状況や実効性の確認を行うなどの取り組みを行う予定であることを確認した。</p> <p>「燃料管理の実施状況」については、3号機において、2月27日から燃料移動作業が開始されたことから照射燃料作業に係る保安規定の遵守状況、燃料</p>

移動作業の手順、燃料交換機運転員の教育及び資格認定が適切に実施されていることを確認した。また、中央制御室や燃料交換機操作室で作業を行っている状況を現場で確認した。

「不適合管理の実施状況」については、平成25年に発生した当直における安全処置復旧時の確認不足によるヒューマンエラー3件の共通要因分析により、従前は操作員及び主任の二人で行っていた作業について、ホールドポイントを設け上位職（当直長又は当直副長）が関与し、手順書の再確認を行う等の再発防止対策が図られていることを確認した。

また、作業許可証（以下「PTW」という。）の確認不足による保全のヒューマンエラー2件（PTWが許可される前に作業を行った不適合、PTWの作業期間が切れた状態で作業を行った不適合）の共通要因分析により再発防止対策（作業管理システムを使用して、毎週末、翌週に開始する作業に対するPTW及び翌週に終了する作業に対するPTWの抽出を行い、作業開始前のPTWの許可の受領、PTWの有効期間の確認及び4週間工程表との照合）が実施されていることを確認した。

平成25年度から原子力規制庁が実施している水密扉の耐力試験に係る調査において、発電用原子炉施設等の水密扉を製造している企業から調達した水密扉に製造管理上の不備が確認されたことから、予防処置の実施状況を確認したところ、原子力規制委員会が平成27年2月17日に発出した一般連絡文書を受けて、直ちに本店関係部門及び発電所内で情報共有され、製造管理上の不備が確認されたものと同製品の納入実績等について調査を実施していることを確認した。

「過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況」については、平成25年度第3回保安検査で保安規定違反（監視）と判定した「工事監理に係る火気・危険物作業の監理不備」に対する発電用原子炉設置者の改善措置の実施状況を確認した結果、「工事監理マニュアル」に対して、特別危険物作業に係る安全管理の運用（「特別危険物作業許可申請書」及び「特別危険物作業計画書」の許可・承認者、計画書で運用できる条件等を追記）を明確化した指示文書を発行し改善されたことを確認した。

本年度第3回保安検査で保安規定違反（監視）と判定した「電源機能等喪失時の体制の整備に係る保安活動の一部実施不備」に対する発電用原子炉設置者の改善措置の実施状況を確認した結果、指示文書「電源機能喪失時の体制整備（保安規定17条の2）の評価プロセスの明確化」が発行され、資機材の配備計画、年度ごとの評価等が明確にされたこと、2次マニュアル「原子力災害対策マニュアル」が後日改訂されること、3次マニュアル「緊急・災害対策用資機材管理要領」が新規制定されたこと並びに保安規定第17条の2の資機材の範囲を「津波アクシデントマネジメントの手引き」の記載範囲とした「資機材管理表」が作成されたことにより改善が図られていることを確認した。

「記録管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、保安規定第120条に規定されている記録について、安全上重要な機器の点検・補修等の結果の記録、熱出力の記録及び炉心の温度の記録のほか、3号機原子炉補機冷却系機能の復旧に係る社内自主検査要領書、検査成績書等がマニュアルに基づき適切に管理されていることを確認した。

また、日々の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験（1号機非常用ディーゼル発電機（B）手動起動試験）の立会いにより、保安規定が遵守されていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね良好であったと判断する。

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月20日(金) ~ 3月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目) マネジメントレビューの実施状況(本店検査) 内部監査の実施状況(本店検査) <u>安全文化醸成活動の実施状況</u> <u>放射線管理の実施状況</u> 予防処置の実施状況 1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況(本店検査)」、「内部監査の実施状況(本店検査)」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「放射線管理の実施状況」、「予防処置の実施状況」及び「1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、マネジメントレビューが、経営者の積極的な関与の下行われていることを確認することとし、本店におけるマネジメントレビューの実施状況を確認し、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性が評価され、継続的な改善が図られ、組織全体が統一されて機能しているかを検査した。</p> <p>また、保安組織の管理責任者である原子力・立地本部長へのインタビューを行い、レビューの方針等について聴取した。</p> <p>検査の結果、社長によるマネジメントレビューについては、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に従い適切に実施されていることを、「平成25年度社長の行うマネジメントレビューおよび平成25年度下期本部長の行うレビュー実施議事録」等によって確認した。</p> <p>平成25年度マネジメントレビューにおいて現場力強化が指示されていることから、当該指示に対する資源の投入状況について確認を行ったところ、人的資源の配分について、保安規定に基づく品質保証活動の外で東京電力全体の人的資源の検討を行い、その結果を品質保証活動に取り込んでいるとの説明があったが、品質保証活動においては人的資源の投入の検討・結果を含め、どのように評価・確認しているかのプロセスが明確でないことを確認したことから、改善を指導した。また、品質方針で実施することとしている「原子力安全改革プラン」を「原子力・立地本部業務計画」に取り込む際に参照している「原子力安全改革プラン」の文書が容易に識別できる状態となっていなかったことを確認したことから改善を指導した。</p> <p>「内部監査の実施状況」については、品質マネジメントシステムを要求事項に適合させ、効果的に運用・維持しているかの観点から、本店における内部監査の実施状況を確認し、平成26年度の内部監査が、平成25年度の内部監査結果を踏まえて計画され、計画に基づき適切に実施されて、組織全体に役立つ活動となっているかを検査した。</p> <p>検査の結果、「平成25年度の品質監査活動の方針」に基づき監査を行った結果、課題が抽出され、平成26年度の監査活動方針が作成されていることを確認した。また、本店の3グループ(防災安全グループ、保守管理グループ及び設備技術グループ)を選定し、業務品質監査として対象業務を特定した監査が行われていることを確認した。本店と発電所間のマニュアルの不整合やマニュアル不備に対する是正処置として、事業者は、主管部門において実効的な仕組みを検討する必要があると判断しており、内部監査においても、仕組みの遵守状況や実効性の確認を行うなどの取り組みを行う予定であることを確認し</p>

た。

「安全文化醸成活動の実施状況」については、前年度の評価を踏まえて計画的に行われ、継続的に改善が図られているかを検査した。

検査の結果、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動手引き」に基づき、平成26年度の安全文化のための活動計画を策定し、計画的に実施していることを確認した。

平成26年度の活動については、前年度の安全文化醸成活動の評価結果を踏まえ、変革・改善活動を通じて不適合『0』を目指した活動の展開、「『原子力安全』の極限追求（原子力安全の裕度の向上）」、「管理者層とメンバー層、当社と協力企業とのコミュニケーションの一層の充実」の3本柱を方針とし、活動計画を策定していることを確認した。

また、「健全な安全文化の10特性と40のふるまい」を制定し、これを用いた日々の振り返り活動が実施されていることを、原子力・立地本部長指示文書、イントラネット上の「日々振り返り記録」等によって確認した。

平成26年度の活動については、12月までの実績に基づき暫定評価を実施しており、活動計画の目標値を概ね達成しているが、協力企業とのコミュニケーション強化の取組み等の更なる改善が必要と評価していることを確認した。

「放射線管理の実施状況」については、保安規定に定める放射線計測器類の管理状況、管理区域外等への搬出及び運搬、発電所外への運搬、協力企業の放射線防護等が適切に実施されているかを検査した。

検査の結果、放射線計測器類の管理については、「放射線計測器管理マニュアル」等に従い、保安規定第102条に定める放射線計測器類の数量が確保されていること及び放射線計測機器類が故障等により使用不能となった場合の代替品を確保・整備されていることを「配備計画表」によって確認した。また、放射線計測機器類の校正については、国家標準とのトレーサビリティ（追跡可能性）が確保された校正装置を使用して、適切に実施されていることを「放射線計測器校正記録」の記録によって確認した。

管理区域内にある物品の管理区域外等への搬出及び運搬については、事業者が、「物品移動管理マニュアル」等に従い、当該物品の表面汚染密度を測定し、判断基準である「物品移動基準」に適合していることを確認しており、管理区域からの物品の払い出し管理が適切に実施されていることを「搬出物品確認申請書・確認書」等の記録によって確認した。また、表面汚染密度の測定において汚染が検出された場合は、汚染拡大防止等の措置が適切に実施されていることを「汚染物品管理票」の記録によって確認した。

発電所外への核燃料物質等の運搬については、「物品移動管理マニュアル」等に従い、発電所長の承認を得た上で適切に実施していることを「物品管理票」及び「輸送計画書」によって確認した。

協力企業の放射線防護については、発電所長の承認を得て放射線防護に係る必要事項を「放射線管理仕様書」に定め、当該事項が遵守されていることを「放射線管理パトロール結果報告書」等の記録によって確認した。

「予防処置の実施状況」については、発電用原子炉施設等に水密扉を納入している企業において、水密扉製造管理上の不備が確認されたことから、本店及び柏崎刈羽原子力発電所における対応状況について検査した。検査の結果、本店において影響評価及び予防処置の検討を実施中であること及び柏崎刈羽原子力発電所において設置されている水密扉の調査を実施中であることを確認した。

「1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更の実施状況（抜き打ち検査）」については、保安規定変更認可により「定検控室」を管理区域から非管理区域に変更しているが、当該変更に伴う放射線管理（管理区域の設定及び解除等）のプロセスが適切に行われたかを確認するために、抜き打ち検査を実施した。

検査の結果、定検控室を管理区域から非管理区域とする変更にあたっては、「放射線管理区域管理マニュアル」に従い、原子力保安運営委員会の審議等を

	<p>経て保安規定の認可申請を行い、同申請の認可後は、発電所長の承認等を経て管理区域の解除を行うとともに関係箇所へ適切に周知していることを、「管理区域（設定・解除）承認書」、「保安規定の認可申請及び認可書面」、「現場区域区分図」等によって確認した。また、定検控室の管理区域解除に伴う汚染確認が適切に実施されていることを、「1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更に伴う管理区域解除サーベイの結果について」の書面で確認し、管理区域の解除のプロセスが適切に行われていることを確認した。</p> <p>現場確認を実施したところ、定検控室出入口及び通風口等の管理区域に通じる部分はコンクリート打設が終了し、管理区域と非管理区域の境界壁となっており、定検控室の非管理区域化が完了し、管理区域区分が適切に維持管理されていることを確認した。</p> <p>保安検査期間中、事業者から、運転管理状況の聴取、記録確認を行うと共に、発電用原子炉施設の巡視を実施し、異常の無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、平成26年度第4回保安検査を実施した結果を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであったと判断する。</p>
--	--

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	平成27年2月23日(月) ~ 3月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目) <u>特別な保全計画に基づく保守管理の実施状況</u> 非常時の措置の実施状況 予防保全を目的とした点検・保守の実施状況 内部監査の実施状況 予防処置の実施状況 記録に関する事項の遵守状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「特別な保全計画に基づく保守管理の実施状況」、「非常時の措置の実施状況」、「予防保全を目的とした点検・保守の実施状況」、「内部監査の実施状況」、「予防処置の実施状況」及び「記録に関する事項の遵守状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「特別な保全計画に基づく保守管理の実施状況」については、「長期停止に伴うプラントの保全に係る運用手引書」(以下「運用手引書」という。)に基づき、安全機能の重要度の高い系統・設備については、定期運転試験の継続による健全性確認が重要であると判断し、1ヶ月ごとに定期運転試験を実施し、試験結果は「長期保管運転実績表」を作成して健全性の確認を実施していることを系統・設備の「長期保管運転試験記録」により確認した。</p> <p>さらに、安全機能の重要度の高い系統・設備については、今後「運用手引書」の改訂を実施し、定期事業者検査相当のシステム試験を可能な範囲で追加実施することにより、当該系統・設備の健全性確認範囲を拡大する計画であることを、至近の東海第二発電所保安運営委員会審議資料及び聴取により確認した。</p> <p>「非常時の措置の実施状況」については、平成26年12月18日に実施された原子力総合防災訓練の実施内容等について検査を実施した。当該訓練では、東海発電所及び東海第二発電所における複合災害を想定し、事前に設定した判定基準に基づき訓練結果を評価したことを「防災訓練実施結果報告書(案)」により確認した。</p> <p>当該訓練では平成25年度に実施した原子力総合防災訓練における反省事項を踏まえた改善が、関連する訓練において実施されていたと評価していること並びに当該訓練の評価結果から、災害対策活動をより確実なものとするための改善点が抽出されており、平成27年度の原子力総合防災訓練に反映する計画であることを「防災訓練実施結果報告書(案)」により確認した。</p> <p>「予防保全を目的とした点検・保守の実施状況」については、東海第二発電所で平成26年11月に実施された、非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する屋外軽油貯蔵タンクの予防保全を目的とした内部点検工事を実施する際に講じられた「安全措置」に着目して検査を実施した。</p> <p>最終的に採用された安全措置は、「非常事態に備えて、内部点検工事期間中はデイタンクに加えて2台のタンクローリーを準備し軽油を確保するとともに、24時間体制で3名の緊急時対応要員を発電所内に待機させる、非常事態発生時にはデイタンク及び2台のタンクローリーの軽油を用いて非常用ディーゼル発電機を約82時間連続運転し、耐震性を有するRHR/RHS系統を用いて使用済燃料プールの冷却を実施する等」というものであり、これらの措置は、前回の内部点検工事における工事实績及び平成23年3月11日の東日本大震災時に発電所に必要な軽油確保に要した手続き、時間等の実績を踏まえた対応となっていることを、保守室作成の技術検討資料により確認した。</p> <p>「内部監査の実施状況」については、第3回保安検査において、実施部門の管理責任者が内部監査を担当する考査・品質監査室の担当役員でもあることに</p>

に関して、事業者から「内部監査の客観性、透明性の観点から疑義が生じないよう改善を検討していく。」との回答を得たことから、今回の保安検査で改善状況について確認した。

その結果、「品質保証活動における推進と監査に関する責任をより明確に区分する観点から、平成27年2月13日に開催された取締役会での承認をもって、取締役の業務分担を見直し、実施部門の管理責任者の業務分担から考査・品質監査室担当の業務が外れた。」との回答を得るとともに、「取締役会資料」によりその内容を確認した。

「予防処置の実施状況」については、原子力規制委員会が平成27年2月17日に発出した一般連絡文書に対して、本店発電管理室から発電所運営管理室宛てに、「予防処置対応要領」に基づき、予防処置の必要性に係る検討及び必要な場合には予防処置の実施に係る検討の依頼が技術連絡票として発出されていること、また、発電所運営管理室から水密扉を所管する保修室機械グループ宛てに、本店発電管理室からの依頼事項が技術連絡票で連絡されていることを確認した。さらに、本件は「予防処置対応要領」に基づき、所管グループの検討結果について「トラブル検討会」での審議等、必要な対応が実施される予定であることを聴取により確認した。本件については、今後の保安検査等により事業者の対応状況を確認していく。

「記録に関する事項の遵守状況」については、保安規定に定める保安に関する記録事項が広範囲にわたっていることに加えて、記録すべき場合及び保存期間が記録事項により異なっているため、保存期間が10年間又は5年間になっている記録の中から18項目を抜き取りで指定し、当該記録が保存期間どおりに保管・管理されていること、保安に関する記録であることが識別され必要な承認が得られていること、作成日時及び保存期間が明記されていること並びにチャート紙を使用した記録については、その記録内容が識別できることについて確認し、特段の問題がないことを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視、定期試験への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好であると判断する。

(7 / 17)

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月23日(月)～3月6日(金)、3月10日(火)及び3月11日(水)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目) 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 <u>安全性向上対策の実施状況</u> 放射線管理の実施状況 保安教育の実施状況 ファミリー操作訓練の実施状況(抜き打ち検査) 請負会社従業員への放射線防護教育の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「安全性向上対策の実施状況」、「放射線管理の実施状況」、「保安教育の実施状況」、「ファミリー操作訓練の実施状況(抜き打ち検査)」及び「請負会社従業員への放射線防護教育の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、不適合事象に係る原因分析や対策に基づき、是正処置等が実施され、品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)のプロセスが適切に維持、運用されていること、不適合の採否・不適合クラスの判定等における不適合管理の力量向上が図られていること等を確認するとともに、「事故故障等に係る予防処置実施状況の報告について(指示)(NISA-134a-10-5)」に基づき今年度報告された予防処置実施状況報告の内容を確認した。</p> <p>また、平成25年度から原子力規制庁が実施している水密扉の耐力試験に係る調査に関し、発電用原子炉施設の水密扉等を製造している企業において製造管理上の不備が確認された件について、浜岡原子力発電所における予防処置として水平展開の必要性に係る検討が実施されていることを確認した。</p> <p>「安全性向上対策の実施状況」については、平成26年度第3回保安検査に引き続き、安全性向上対策の実施が工程表により管理され、社内会議により新規基準対応の技術的検討が実施されていること及び要員の配置、要員に対する教育・訓練や評価、資機材の追加配備、手順書の整備等の電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備が進められていることを確認するとともに、緊急事態対策訓練の現場確認と、3号機、4号機及び5号機の取水槽溢水防止壁設置工事の現場確認を実施した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」については、保安規定で定められている「管理区域の設定及び解除」、「管理区域における区域区分」、「管理区域内における特別措置」、「管理区域への出入管理」等に係る要求事項を遵守するため、放射線管理に係る業務のプロセスや実施方法が定められ、このプロセスと実施方法に従って放射線管理が実施されていることを確認した。</p> <p>「保安教育の実施状況」については、保安規定に基づく所員及び請負会社従業員への保安教育について、規程類に基づき保安教育実施計画が策定され、計画に基づき実施されていることを確認した。</p> <p>また、教育に使用される教材及び設備の整備状況、教育を実施する講師の選定、各部門における力量認定等についても確認するとともに、平成25年度第4回保安検査において確認された保安規定違反(監視)「5号機塩分除去装置の保全重要度未設定」に対する是正処置として保守管理に係る教育が実施されていることも確認した。</p> <p>「ファミリー操作訓練の実施状況(抜き打ち検査)」については、長期停止中の状況において運転直の力量確保が重要であることに加え、「ヒューマンパフォーマンス向上手引」が今年1月に新たに制定されたことから、運転直とし</p>

での教育・訓練が実施されていることを、運転訓練シミュレータを用いた運転直によるファミリー操作訓練に対する立合いにより確認した。

「請負会社従業員への放射線防護教育の実施状況（抜き打ち検査）」については、昨年11月末に3号機の管理区域内で嘔み終えたガムが発見されたことを受け是正処置を実施していたが、今回の保安検査期間中に3号機の管理区域内でガムが再び発見されたことから、請負会社従業員への放射線防護に係る教育が実施されていることを、請負会社従業員への放射線防護教育（放射線防護に関する実務的知識）の受講状況により確認した。

検査を実施した項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

なお、検査日程に係る柔軟な検査の方針も踏まえ、今回の検査では廃止措置に係る基本検査項目5件のうち3件の保安検査項目（基本検査項目、
、
）については、1号炉及び2号炉に係る保安検査と共通の検査項目として実施した。

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	平成27年3月2日(月) ~ 3月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目) <u>保守管理の実施状況</u> <u>安全文化醸成活動の実施状況</u> 保安教育の実施状況 マネジメントレビューの実施状況 予防処置の実施状況 火災発生時の対応の実施状況(立会)(抜き打ち検査) 現場技術力向上の取り組み状況(立会)(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「保安教育の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「予防処置の実施状況」、「火災発生時の対応の実施状況(立会)(抜き打ち検査)」及び「現場技術力向上の取り組み状況(立会)(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、長期間停止しているプラントの保全活動が適切に実施されているか検査を実施した。検査の結果、保守業務管理要領に基づき、定期点検結果に基づく保全の有効性評価を行った上で点検計画を見直していることを、また、平成26年度に新規設置した原子炉隔離時冷却系ポンプの試運転用所内蒸気入口圧力検出器等について点検計画を策定していることを、点検周期表及び保全内容決定表によりそれぞれ確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、当事務所から要請した取組み事項(「常に問いかける姿勢の定着」及び「基本動作の徹底」)が確実に実施されているか検査を実施した。検査の結果、事業者が従来から取り組んでいるヒューマンパフォーマンス向上推進委員会の基本動作徹底分科会において、基本動作とヒューマンエラー防止ツール解説書を作成し、運転シミュレータ訓練等に活用していること及び問いかける姿勢を持ちつつ基本動作を徹底する意識の醸成に取り組んでいることを確認した。</p> <p>「保安教育の実施状況」については、長期間停止しているプラントにおいて、所員及び受注者従業員に必要な力量が明確にされ、保安教育が適切に実施されているか検査を実施した。検査の結果、必要な力量を定めた保安教育要領に基づき、所員への保安教育については、教育の理解度や浸透状況を把握していることを、保安教育(作業手順書)確認試験結果により確認した。受注者従業員への保安教育については、入所時教育、放射線従事者教育等が確実に実施されていることを入構時安全等教育実施報告書により確認した。また、受注者従業員に対する保安教育が適切であることを確認するため、所員が年1回以上現場に立会っていることを保安教育現場立会記録により確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、社内規定に基づき適切にマネジメントレビューが実施されているかを確認することとし、検査を実施した。検査の結果、上期の活動については、品質保証活動管理要則に従い、インプット情報が取りまとめられ、発電所長等によるレビューが実施され、管理責任者レビューを経て、社長によるレビューが実施されていること及び社長によるアウトプットが示され、社内に周知されていることを所長レビューの概要、議事録等により確認した。下期の活動については、発電所長等によるレビューの段階まで実施されていることを、所長レビューの概要等により確認した。</p> <p>「予防処置の実施状況」については、発電用原子炉施設等の水密扉を製造している企業から調達した水密扉に製造管理上の不備が確認されたことから、予防処置として水平展開の必要性の検討が実施されているか検査を実施した。検査の結果、トラブル情報検討要領に基づき、スクリーニング会議において、不</p>

備が確認された企業が製造した水密扉が設置されていないことから予防処置の検討不要と判断したことを、施工要領書及び水密扉水密性能検査結果報告書より確認した。

「火災発生時の対応の実施状況（立会）（抜き打ち検査）」については、保安検査期間中に行われる消防総合訓練を選定し、火災発生時の対応として必要な通報及び初期消火活動が実施される体制となっているか検査を実施した。検査の結果、初期消火対応要領に基づき、発見者が消防機関へ直接通報する等、初期消火活動が確実に行われる体制となっていることを消防総合訓練に立会い確認した。

「現場技術力向上の取り組み状況（立会）（抜き打ち検査）」については、保安検査期間中に行われる安全文化醸成活動の一項目である若手所員の技量向上を目的とした取り組みの中の「役職者同行パトロール」及び「基本動作の徹底」を選定し、これらが適切に実施されているか検査を実施した。検査の結果、役職者同行パトロールについては、ポンプのケーシングカバー吊り上げ不備の不適合事象を題材にして、工事要領書等を用いて机上での説明と質疑応答を実施した後、現場にて若手保修員へ点検手順に関するノウハウが伝えられるなど技量の向上に努めていることを確認した。基本動作の徹底については、中央制御室の運転員に対し、スクラム時の悪い運転操作、良い運転操作を解説したヒューマンエラー低減・防止用教育ビデオ等を用いて、何が悪いかを抽出させ、その後運転シミュレータ訓練で反復実習する取り組みを実施しており、これらは良好な活動であると考えた。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転状況聴取、運転記録確認及び発電用原子炉施設巡視の結果、特段問題は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	平成27年3月2日(月) ~ 3月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u> 燃料管理の実施状況 内部監査の実施状況 緊急時安全対策の実施状況 定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査) 巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」「内部監査の実施状況」「燃料管理の実施状況」「緊急時安全対策の実施状況」「定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査)」及び「巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、各要領に基づき不適合事象を管理していることを「1号機高電導度ドレン系廃液中和タンクから中和廃液タンクへの移送配管からの漏えい」、「敦賀発電所2号機洗濯廃液モニタタンク(A)及び(B)の漏れ跡について」、「廃棄物収納用鉄箱の溶接不良の発見について」及び「廃棄物収納鉄箱からの水の漏えい」の不適合処理及び是正処置計画の内容により確認した。</p> <p>また、原子力規制委員会から平成27年2月17日付けで情報提供を行った水密扉の製造管理上の不備について予防処置の実施状況を確認し、一般社団法人日本電気協会にて作成中の「浸水防止設備技術指針」制定後に、調達管理に反映する予定であることを「技術連絡票」により確認した。</p> <p>「燃料管理の実施状況」については、平成25年度第3回保安検査以降、1号炉及び2号炉の新燃料の運搬・貯蔵の実績及び燃料検査の実績は無いことを確認した。また、使用済燃料の貯蔵実績については、平成26年4月~7月の間に1号炉使用済燃料構内移送作業で1号炉燃料を2号炉使用済燃料ピットに貯蔵し適切に保管していること、構内移送の実施状況については「敦賀発電所1号炉使用済燃料貯蔵に係る順守事項の確認記録(作業内容:第11期使用済燃料構内移送7基目)」等にて適切に実施していることを確認した。</p> <p>「内部監査の実施状況」については、考査・品質監査室が「内部監査要項」に基づき監査計画を策定し、敦賀発電所長へ通知していることを確認した。そして、内部監査対象項目2件について、敦賀発電所が適切に実施していることを確認するとともに、年度末のセルフレビューにて自らの監査が妥当な監査であったことを確認していることを確認した。</p> <p>また、平成26年度第3回保安検査において、実施部門の管理責任者が内部監査を担当する考査・品質監査室の担当役員でもあることに関して、事業者から「内部監査の客観性、透明性の観点から疑義が生じないように改善を検討していく。」との回答を得たことから、今回の保安検査で改善状況について確認した。</p> <p>その結果、「品質保証活動における推進と監査に関する責任をより明確に区分する観点から、平成27年2月13日に開催された取締役会での承認をもって、取締役の業務分担を見直し、実施部門の管理責任者の業務分担から考査・品質監査室担当の業務が外れた。」との回答を得るとともに、「取締役会資料」によりその内容を確認した。</p> <p>「緊急時安全対策の実施状況」については、原子力防災資機材の維持管理及びその現況報告を行っていることを確認した。また、保安検査期間中に実施した総合防災訓練では、平成25年度の訓練結果に基づいた見直し事項を平成26年度の訓練計画及び評価方法に反映し、訓練を行ったことを確認した。</p> <p>「定期試験、定期点検等の実施状況」については、保安検査期間中に2号機ディーゼル発電機手動起動試験の定期試験を行い、要領書、手順書等に従って適切に実施していることを抜き打ち検査にて現場確認した。さらに、現場操作を行っている運転員の力量について「力量評価結果表」にて評価していることを確認した。</p> <p>「巡視点検の実施状況」については、「巡視点検手順書」等に従って点検を</p>

	<p>適切に行っていることを確認した。特に留意事項及び着眼点については「運転手引書」に明記し、保安検査期間中に行った巡視に抜き打ち検査として同行し、機器・設備不具合の早期発見に努めていることを現場確認した。</p>
--	---

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	平成27年3月2日(月) ~ 3月13日(金)
検査項目	<p>1) <u>基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</u> <u>プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</u> <u>安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</u> 発電所レビューの実施状況 予防処置の実施状況 非常時等の措置の実施状況(抜き打ち検査) 電気保修課の業務実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) <u>追加検査項目</u> なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」「安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」「発電所レビューの実施状況」「予防処置の実施状況」「非常時等の措置の実施状況(抜き打ち検査)」及び「電気保修課の業務実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、プラントが長期停止していることから、保管対策を継続的に実施する必要のある機器については、適切に管理されていることを記録により確認した。また、特別な保全計画に基づく追加点検の実施状況について、3号機においては、点検が適切に実施されたことを工事計画書等の記録により確認し、2号機においては、2回目の追加点検を実施中であることから、点検が適切に実施されていることを現場において確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」については「平成26年度安全文化醸成のための活動計画」で示された重点施策、改善活動が実施されていることを記録により確認した。美浜発電所における総合評価として「安全文化の劣化につながるような大きな問題は発生していない」と評価していることを記録により確認した。</p> <p>「発電所レビューの実施状況」については「品質マネジメントシステムに係る発電所レビュー他運営所達」に基づき、発電所レビューを実施し、その結果を報告書に取りまとめ、原子力事業本部に報告されていることを記録により確認した。</p> <p>「予防処置の実施状況」については、平成27年2月、原子力規制委員会の一般連絡文書を受け、不備のあった水密扉以外にも水平展開を実施するため、原子力事業本部が3発電所へ臨時点検を依頼しており、美浜発電所では現地点検に向けて準備を進めていることを記録及び聴取により確認した。</p> <p>抜き打ち検査として「非常時等の措置の実施状況」及び「電気保修課の業務実施状況」を確認した。「非常時等の措置の実施状況」については、原子力防災訓練、初期消火活動に係る総合的な訓練等が実施されていることを記録により確認した。「電気保修課の業務実施状況」については「業務分担表」により設備担当、特命的事項等の分担を取り決めて適切に業務を遂行していることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	平成27年3月2日(月) ~ 3月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) <u>安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</u> <u>品質保証活動の実施状況</u> <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等に関わる管理の実施状況</u> <u>プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</u> <u>原子力防災訓練等の管理の実施状況</u> <u>予防処置の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</u> <u>保守管理の実施状況(抜き打ち検査)</u></p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」、「品質保証活動の実施状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等に関わる管理の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」、「原子力防災訓練等の管理の実施状況」、「予防処置の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」及び「保守管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果「安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」については、平成26年度の安全文化醸成活動及びその評価が、発電所及び原子力事業本部(以下「事業本部」という。)で実施され、平成26年度安全文化醸成のための活動計画で示された重点施策に対する活動状況を確認するとともに、社内標準に従い、評価が適切に実施され、次年度への課題が抽出されていることを確認した。</p> <p>また、経営責任者の積極的な関与の下、安全の確保を最優先とする価値観が組織内で形成、維持、強化され、安全文化醸成のための活動が適切に実施されているかについて確認するため原子力部門の管理責任者である事業本部長等へのインタビューを実施した。</p> <p>「品質保証活動の実施状況」については、マネジメントレビューへの発電所のインプット情報をとりまとめる発電所レビューが「品質マネジメントシステムに係る発電所レビュー他運営所達」に基づき実施され、品質マネジメントシステムが有効に機能していると判断されていること、並びに継続的改善が必要な項目については発電所レビュー指示事項として次年度も継続的改善を図ることとしていること等、品質マネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性が維持され、かつ、継続的改善が図られていることを確認した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等に関わる管理の実施状況」については、耐震裕度向上工事が、既設の格納容器等への影響がないように、設計施工管理がされていることを確認した。蒸気発生器内にて実施された耐震裕度向上工事については、放射線被ばくへの寄与が高いことから、鉛遮へい等によるさらなる被ばく低減対策が適切に実施されていることを管理記録により確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、3,4号機の保全の有効性評価が、保修業務所則に従い実施され品質保証委員会にて承認されていることを確認した。また、特別な保全計画としての追加点検項目の抽出に当たっては、プラントの停止維持に必要な項目を抽出し、追加点検が平成27年1月より計画されていること、並びにその実施状況を確認した。</p> <p>「原子力防災訓練等の管理の実施状況」については、平成26年度の原子力防災訓練は、平成25年度の原子力防災訓練等の結果から得られた課題・改善点を踏まえた訓練計画に基づき実施されていることを確認した。原子力防災訓練の結果の評価についても、手順の検証や対応の有効性評価を行い、課題・改善点の抽出が行われていることを確認した。</p> <p>また、消防総合訓練については、地震によって4号機主変圧器及び3号機格納容器内の燃料取替用クレーン電源盤の2箇所からの同時火災が発生したとの想定に基づく消防総合訓練、平日夜間を想定した一般火災訓練が実施され、それらの結果として初期消火活動に係る体制に問題がないと評価されていることを確認した。</p>

「予防処置の実施状況（原子力事業本部の検査を含む）」については、原子力規制委員会が平成27年2月17日に発出した一般連絡文書（株式会社イトーキ製水密扉からの漏水可能性）を受け、水密扉に対する予防処置（臨時点検）を行うべく、新たに予防処置カードが発行されたことを確認した。本件については、引き続き今後の保安調査等により事業者の対応状況を確認していく。

「保守管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、修繕・改造工事の業務管理をしている課のうち、タービン係で平成26年度に発電所で実施された修繕・改造工事として、重要度分類Aの工事である「大飯3号機 復水ピットライニング部修繕工事」、「大飯3号機 1次系海水管フランジガスケット修繕工事」、及び「大飯3,4号機 1次系海水管耐圧検査工事」について抜き取りを行い、これらの修繕・改造工事が発電所の保守管理に関する手続き等を定めた「大飯発電所保守業務所則」等に基づき、設計開発から調達、工事管理に至るまで一連の業務管理のプロセスが管理された状態で実施されていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視及び定例試験（2号機A非常用ディーゼル発電機負荷試験）への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	平成27年3月2日(月) ~ 3月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) <u>安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部検査を含む)</u> マネジメントレビューの実施状況 燃料管理の実施状況 運転管理に関する実施状況 予防処置の実施状況(原子力事業本部検査を含む) 巡視点検の実施状況(抜き打ち検査) 周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部検査を含む)」、「マネジメントレビューの実施状況」、「燃料管理の実施状況」、「運転管理に関する実施状況」、「予防処置の実施状況(原子力事業本部検査を含む)」、「巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)」及び「周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」の7項目を検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部検査を含む)」については、平成26年度安全文化醸成活動における年度の確認、評価に対する活動の実施状況について、原子力事業本部及び発電所において確認した。なお、今回は管理責任者等へのインタビューを併せて行った。発電所においては、活動が活動計画に基づき実施され、安全文化浸透度合いを評価項目毎にあるべき姿と照らし合わせることによって評価し、良好事例、課題及び気付き事項が抽出されたことを確認した。また、原子力事業本部においては、平成26年度の事業本部、各発電所の活動実績が各部会で評価され、今後の課題が抽出されていることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、平成26年度発電所レビューのインプット情報、実施状況確認結果及び評価結果、改善事項について、「高浜発電所 発電所運営会議所達」に基づき、適切に実施されていることを確認した。なお、社達「原子力発電の安全性向上への決意」の制定及び「品質方針」の見直しを受け、10月1日より平成26年度高浜発電所品質目標として「原子力安全のリスクを低減するための仕組みを強化します」及び「国内外の原子力関係機関による評価に適切に対応します」が新たに設定され、併せて同活動が確実に実施されていることを確認した。</p> <p>「燃料管理の実施状況」については、平成24年度以降に実施された燃料管理(新燃料の運搬とその貯蔵、燃料の検査及び使用済燃料の貯蔵とその運搬)に係わる各業務が「高浜発電所原子燃料管理業務所則」(以下「燃料管理所則」という。)等に基づき、適切に実施されていることを各関連記録等により確認した。</p> <p>「運転管理に関する実施状況」については、運転管理に関する社内標準の制定・改正については、社内標準に従い、審査・承認手続きがとられていること及び保安規定に記載されている設備に関する社内標準については、原子力発電安全運営委員会にて審議・承認されていることを確認した。また、異常の発生及び異常の収束後に係る対応措置等については、異常発生時の通報・連絡体制、「警報時操作所則」及び「事故時操作所則」に従った運転操作並びに異常収束後の原因に対する対策などが、社内標準に適切に定められていることを確認した。</p> <p>「予防処置の実施状況(原子力事業本部検査を含む)」については、原子力規制委員会が平成27年2月17日に発出した一般連絡文書(株式会社イ</p>

トーキ製水密扉からの漏水可能性)を受け、原子力事業本部は、各発電所に、当該供給者製以外の水密扉に対する予防処置(臨時点検)を指示したことを確認した。

「巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)」については、運転員が行う3号機の管理区域(原子炉格納容器内、外周建屋、燃料取扱建屋及び補助建屋)の巡視点検に同行し、運転員が機器の振動・異音、ランプ・指示計、漏洩の有無等の確認を行い、現場の状況を踏まえて適宜、中央制御室と連絡を取る等、適切に実施されていることを確認した。

「周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」については、周辺監視区域の境界に標識が設けられ周辺監視区域であることが明示されており、人が立ち入る可能性のある場所には、柵等が設けられ周辺監視区域の範囲が区別されていることを現場にて確認した。また、周辺監視区域の柵周辺で工事等を行うことで同柵が干渉する場合には、周辺監視区域が狭くならないように仮設の柵が設置されていることを現場にて確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(4号機Aディーゼル発電機起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(13/17)

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月23日(月) ~ 3月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目) <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</u> <u>保守管理の実施状況</u> <u>原子力安全文化醸成活動の実施状況(本社検査を含む)</u> マネジメントレビューの実施状況(本社検査を含む) 予防処置の実施状況 放射性液体廃棄物の放出管理状況(抜き打ち検査) 原子力発電保安委員会の運営状況(本社検査・抜き打ち検査) 保安に関する記録に係る作成保存状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「原子力安全文化醸成活動の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「予防処置の実施状況」、「放射性液体廃棄物の放出管理状況」、「原子力発電保安委員会の運営状況」及び「保安に関する記録に係る作成保存状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関しては、全交流電源等の喪失時における対応訓練及び電源機能等喪失時対応資機材の点検が計画に基づき着実に実施され、緊急安全対策等が適切に維持管理されていることを訓練実施報告書及び点検記録により確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に関しては、長期停止している島根原子力発電所1、2号機について、設備の機能を継続的に維持するために、社内規程に基づき、追加点検工事が保全計画(長期停止時)どおり実施されていることを点検に係る記録により確認するとともに、保安検査期間中に実施されていた1号機長期停止追加点検工事のうち補機冷却水設備点検工事について、工事仕様書で要求される原子炉補機冷却系海水ポンプの分解点検が実施されていることを現場立会により確認した。</p> <p>「原子力安全文化醸成活動の実施状況」に関しては、社内規程に基づき平成26年度の原子力安全文化醸成活動が策定された計画どおり実施されるとともに、平成26年12月末までの活動実績及び原子力安全文化に関する意識調査結果に基づき、原子力安全文化醸成施策の有効性評価を実施していることを社長報告資料により確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」に関しては、社内規程に基づき各部所のデータ分析・評価結果を集約したインプット資料が作成され原子力品質保証委員会での審議を経て、2月の定例マネジメントレビューを実施していることをインプット資料及びマネジメントレビューへの立会により確認した。</p> <p>「予防処置の実施状況」に関しては、発電用原子炉施設等へ水密扉を納入している企業の製造管理上の不備について、事業者は原子力規制委員会により発出された一般連絡文書を受け、本社及び島根原子力発電所の関係する各部所で情報共有を図るとともに、今後、社内規程に基づき、発電所において当該事象と同様の不適合が発生する可能性を検討し、予防処置策の要否を判断していくことを記録及び聴取により確認した。</p> <p>「放射性液体廃棄物の放出管理状況」に関しては、社内規程に基づき放射性液体廃棄物の放出管理が適切に実施されていることを放出許可証等により確認した。</p> <p>「原子力発電保安委員会の運営状況」に関しては、社内規程に基づき本社に</p>

て原子力発電保安委員会が開催され、開催要件が満足していること、審議事項に係る変更前後比較表を用いて、変更内容の提案を行い修正や追加等の有無について審議していることを議事録により確認した。また、社長への定期的な報告がなされていることを確認した。

「保安に関する記録に係る作成保存状況」に関しては、保安規定第119条の表119-1に規定されている記録について、日常的に事業者から報告を受けている記録以外の記録を選定し、社内規程に基づき適切に作成されていること及び保管されていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定期試験（2号機非常用ガス処理系手動起動試験）への立会い等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであると判断する。

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	平成27年2月23日(月) ~ 3月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</u> <u>安全文化醸成活動の実施状況(本店、原子力保安研修所検査を含む)</u> <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u> <u>保守管理の実施状況</u> 調達管理の実施状況(抜き打ち検査) 火災防護の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」「安全文化醸成活動の実施状況(本店、原子力保安研修所検査を含む)」「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「保守管理の実施状況」を選定し、また抜き打ち検査項目として「調達管理の実施状況」及び「火災防護の実施状況」を選定し、伊方発電所及び本店、原子力保安研修所にて検査を実施した。</p> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、平成26年度第3回保安検査以降、緊急時対応用資機材の点検・管理が、マニュアル等に従い適切に実施されていることを点検記録等により確認した。緊急安全対策等の工事の実施状況については「海水ピットポンプ室浸水防護堰設置工事」を選定し、工程管理、検収が適切に実施されていることを確認した。また、緊急安全対策に係る教育・訓練が計画どおり実施され、必要な力量を持った要員の確保がなされていること、各教育・訓練の結果が評価され、評価結果が平成27年度の教育・訓練に反映される予定であることを確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況(本店、原子力保安研修所検査を含む)」に係る検査では、本店、原子力保安研修所及び発電所の「平成26年度業務計画(品質保証編)」の制定、改正に係るプロセスが適切であること、事業所毎に独自の方針・方法で業務計画が確実に実施されていることの確認や必要な指導を実施していることを確認した。第3四半期までの実績及び第4四半期の見通しをもって業務計画の実施状況が、平成27年1月又は2月に開催された事業所毎の品質保証運営委員会において報告されており、実施事項の達成率、品質目標の達成区分ともに問題ないレベルであると評価されていることを確認した。また、この報告等にもとづき、マネジメントレビューのインプット事項が設定され、マネジメントレビューが実施されたこと及びそのアウトプットが決定されたことを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」に係る検査では、不適合でないと判断された事象のうち、何らかの対応が必要であると判断された場合については、事象の状況に応じて適宜対応していることを確認した。また、不適合と判断された事象について抜き取り調査した結果、不適合分類、不適合処置、是正処置要否判断が、内規に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>不適合処置及び是正処置の処理目標期間を超えて継続している事象について抜き取り検査した結果、担当課が必要な情報を把握し、管理していることを確認した。また、発生した不適合に対する是正処置および原因分析について、平成26年下期において不適合の再発がなかったことを確認し是正処置は有効に機能していたこと、また根本原因分析が必要と判断された事象はなかったことを確認した。</p> <p>予防処置については、その要否判断を担当課へ依頼した後、検討中のまま1年以上継続している事象について抜き取り検査した結果、担当課が必要な情報を把握して管理していること及び検討期間を要している理由の妥当性を確認した。原子力規制庁が実施している水密扉の耐力試験に係る調査において確認された水密扉の製造管理上の不備については、予防処置の必要性に関する検討が担当課へ依頼され、予防処置活動が開始されたことを確認した。また、年1回実施される予防処置の有効性評価については、処置完了後に再発した事象が無かったことから、有効に機能していると結論付けられたことを確認した。</p>

「保守管理の実施状況」に係る検査では、事業者が特定の関係会社に発注する請負工事に係る工事管理業務を、保守内規及び保守管理業務委託契約に従い、その関係会社に業務委託する事業者特有の仕組みに着目し、事業者がその業務に従事する関係会社社員の力量の確認を毎年実施していること、受託者が受託業務の一部を再委託しようとする業務内容を確認したうえで承認していることを確認した。抽出した対象工事の実務記録等を確認したところ、委託業務が適切に実施されていること、不適合が発生したときには事業者が不適合管理を実施していること、事業者による監査が各社毎に毎年実施されていること等を確認した。

「調達管理の実施状況（抜き打ち検査）」に係る検査では、供給者の評価が適切に実施されていること、供給者の監査が適切に実施され、是正が必要な事項がなかったことを確認した。「伊方発電所1号機2次系ブローダウンタンク点検工事」他4件を抜き取りで選定し、契約、工程管理、検収が適切に実施されていることを確認した。また、「伊方発電所法面部安全対策設備設置工事」他1件を抜き取りで選定し、供給者が作業前のツールボックスミーティング・危険予知活動を、事業者の安全文化醸成活動と連携して適切に実施していることを現場にて確認した。

「火災防護の実施状況（抜き打ち検査）」に係る検査では、初期消火活動に関する事項及び火災発生時の通報連絡体制に関する事項が規定され、その要員確保に関する運用が明確化されていることを確認した。また、火災防護に関する訓練および所内パトロールが実施されていることを確認した。

危険物・可燃物保管管理に係る業務については、定められた内規、マニュアル等に従って実施されていることを確認した。また、工事における危険物・可燃物の取扱いについては、必要な力量を有する管理者が選任されていることを、工事要領書により確認した。

現場における危険物・可燃物保管管理の実施状況について検査した結果、申請された保管物品、保管数量等の事項が明記された許可表示がエリア毎に掲示され、また当該許可表示のない保管は行われていなかったこと等、マニュアルに基づく運用が適切に実施されていることを確認した。

保安検査実施期間中における日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験(1, 2号機中央制御室非常用給気ファン及び1号機余熱除去ポンプ)の立会等を行った結果、特に問題はなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月25日(水) ~ 3月10日(火)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</u> <u>長期停止中のプラントに対する保守管理の実施状況</u> <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u> 点検・補修等の実施状況(抜き打ち検査) 保守管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「長期停止中のプラントに対する保守管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「点検・補修等の実施状況(抜き打ち検査)」及び「保守管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、新規規制基準の規制要求を踏まえて事業者がこれまで実施してきた常設電動注入ポンプ設置工事、耐震補強工事及びハロン消火設備設置工事の状況、既に対策を実施、整備した施設・設備・機材等を適切に維持・管理している状況、新規規制基準対応の手順書の整備状況並びに教育・訓練の計画・実施状況等について、事業者が策定した計画に従い着実に進捗していることを確認した。</p> <p>また、他のプラントの新規制基準適合性審査の状況を参考にして、竜巻からの防護対策強化等に関して必要な追加評価、追加工事等を行っていることを確認した。</p> <p>「長期停止中のプラントに対する保守管理の実施状況」については、プラント停止期間に応じた特別な保全計画を定め、保管状態及び停止状態に応じて追加点検の対象機器を選定し、実施していることを「特別な保全計画」、「長期点検計画」、「玄海2号機プラント長期停止に伴う追加点検(第2回目)の実施について(平成26年7月改訂)」及び各号機の追加点検「工程表」により確認した。</p> <p>また、保管対策及び健全性確認について、対策及び試験を実施していることを「特別な保全計画に係る記録」により確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、「不適合管理基準」に定められた規定類等に基づき、不適合管理及びその是正処置を適切に実施していることを「不適合・是正処置報告書管理台帳」等により確認した。約3年間実施してきた不適合管理を客観的に判断するプロセスを充実するための記録確認に係る取組み結果のまとめや「保修依頼票における是正処置要否判断の確認に係る試運用について」の継続した実施の他、品質保証活動に関する教育、プロセス監査等の機会を利用した不適合管理の重要性等に係る意識づけの取組を継続して実施していることを聴取等により確認した。原子力規制委員会が平成27年2月17日に発出した一般連絡文書「株式会社イトーキ製の水密扉からの漏水の可能性に係る報告について」に対する水平展開の必要性等の検討を「予防処置基準」等に従って適切に実施していることを確認した。</p> <p>抜き打ち検査は、「点検・補修等の実施状況」として、3号機補機冷却水系統の補機切替え作業を規定類に基づき適切に実施していること、及び「保守管理の実施状況」として、長期停止中における特別な保全計画に基づいて行った追加点検のうち、主要な機器について適正に記録を作成・保管していることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視確認、事業者の安全運営委員会の陪席を行った結果、特に問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月23日(月) ~ 3月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>プラント長期停止に係る保安活動の実施状況 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 放射性気体廃棄物の管理の実施状況 物品移動の管理の実施状況(抜き打ち検査) 記録管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「プラント長期停止に係る保安活動の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「放射性気体廃棄物の管理の実施状況」を、また抜き打ち検査として「物品移動の管理の実施状況」及び「記録管理の実施状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果「プラント長期停止に係る保安活動の実施状況」については、保守管理目標を達成するための具体的な計画「保守管理目標の計画概要」に従い、安全対策の強化及び労働災害の未然防止に努めていること等を記録及び聴取により確認した。また、1号機燃料取出し後の第3回追加点検計画において保全重要度「高」とされている設備を選定し、判定基準の根拠について確認した結果、原子炉格納施設(配管貫通部)の漏えい試験については日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい試験規定(JEAC4203-2008)」に基づいていること、非常用ディーゼル発電機等の浸透探傷試験については日本機械学会「設計・建設規格(JSME S NC1-2005/2007)」に基づいていること、海水ストレーナ等の目視点検については日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格(JSME S NA1-2008)」に準拠していること及び高圧電動機(海水ポンプ)の絶縁抵抗等についてはメーカー作成の「取扱説明書」等に基づいていることを記録確認した。さらに、2号機中央制御室非常用循環ファン(A)の分解点検において、浸透探傷試験の資格を有する試験員が「作業要領(手順)直動型ファン分解点検」に従い、前処理及び浸透・洗浄・現像処理を行った後、探傷範囲をもれなく観察し、判定していることを現場確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、不適合管理基準に基づき「不適合・是正処置報告書」に不適合の内容、不適合の分類・処理区分、不適合の処置計画を記載するとともに、是正処置が必要と判断した不適合については不適合の原因を特定し、是正処置の内容、是正処置結果を記載していること並びに不適合の処置計画、処置結果、是正処置内容、是正処置結果の各段階において所長又は課長の承認を得ていることを記録確認した。また、発電本部原子力発電グループにおいては発電所で発生した不適合情報を収集していること及び国内外の事故故障情報等を選別し発電所へ通知していることを、発電所においては、予防処置の必要性及び内容の検討を行い必要な処置を実施していることを記録確認した。さらに、原子力規制委員会が発出した連絡文書「株式会社イトーキ製の水密扉からの漏水の可能性に係る報告について(平成27年2月17日)」に対する水平展開の必要性等の検討を「予防処置基準」等に従い適切に実施していることを記録確認した。</p> <p>「放射性気体廃棄物の管理の実施状況」については、放射性気体廃棄物の放出操作、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度、排気筒等からの放射性物質放出量、排気筒等からの放出管理のための測定及び放出管理用計測器の管理について、放射性気体廃棄物管理のプロセスは社内規定等に従って適切に行われていることを現場確認及び記録確認した。</p> <p>抜き打ち検査として実施した「物品移動の管理の実施状況」については、放射線管理要領「物品移動の管理要領」に基づき、汚染防止対</p>

策として管理区域内への搬入制限や管理区域内の移動、管理区域外への搬出及び運搬を適切に実施していることを現場確認及び記録確認した。

抜き打ち検査として実施した「記録管理の実施状況」については、記録の保管状況、記録管理に伴う委託の状況、記録の識別、保護及び検索の状況並びに設備変更に伴う記録の改訂状況について、記録管理のプロセスは社内規定等に従って適切に行われていることを現場確認及び記録確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（2号機(B)ディーゼル発電機起動試験）への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

(17/17)

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
検査実施期間	平成27年3月2日(月) ~ 平成27年3月20日(金)
検査項目	<p>1)基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目) 保守管理不備を踏まえた保守管理及び品質保証に係る改善状況 (追加検査項目含む) ア.保安措置命令等に係る対応状況 (ア)未点検機器の点検等の実施状況 (イ)未点検機器の点検等の実施状況(特別採用の適切性確認) (ウ)保守管理業務支援システムの運用状況 (エ)根本原因分析結果に基づく再発防止対策の実施状況 (オ)改善活動の実施状況 マネジメントレビューの実施状況 ア.マネジメントレビューへのインプット及びアウトプットの状況 保守管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2)追加検査項目 なし</p>
検査結果	<p>もんじゅの保守管理不備に関し、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)は、平成24年12月及び平成25年5月、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)に対し原子炉等規制法に基づく保安措置命令等を発出した。これを受け、機構は、平成26年12月22日、保安措置命令等に対する報告(以下「機構報告」という。)を提出した。(平成27年2月2日に一部未点検機器数等を補正)</p> <p>機構報告では、「未点検機器を抽出し点検又は不適合処置の特別採用により、全ての未点検機器を解消した。」としていることを踏まえ、今回の保安検査では、安全機能の重要度が最も高いクラス1機器を検査対象として、未点検機器の点検等の実施状況(特別採用の適切性確認を含む)を確認した。その結果は、以下のとおりである。</p> <p>安全機能の重要度の高いクラス1機器である補機冷却水系配管に係る点検計画において、管理基準として「外観状態に異常等なし(腐食・減肉の進行状況に応じて肉厚測定を実施)」と記載されているが、点検要領書では「亀裂、変形、腐食等がないこと」「保温材上に著しい変形、脱落等がないこと」等を腐食・減肉の進行状況の判断基準とするなど点検計画が適切に定められていないこと、また、過去の点検において、保温材を取り外すことなく実施した配管の外観点検結果のみに基づき「肉厚測定は不要」と判断し、当該配管の腐食・減肉状況の把握に有効な評価を行っていないことを確認した。</p> <p>また、同じくクラス1機器である1次主冷却系、2次主冷却系、補助冷却設備、原子炉補機冷却水系等の配管の外観点検において、床・壁等の貫通部、高所に設置されかつ視認上の障害物がある等の視認不可部が識別されておらず、視認不可部に対する健全性評価が行われていないことを確認した。</p> <p>さらに、原子炉補機冷却水系配管に係る外観点検の視認不可部の有無を抜打ちで確認したところ、多数の視認不可部が存在するにもかかわらず、点検要領書において当該視認不可部の識別がされておらず、その点検記録は全て確認し、結果「良」で判定「合格」と記載されていることを確認した。本件は、平成25年度第4回保安検査における視認不可部を有する配管支持構造物が未点検であることの指摘に対して機構が行ったとする対策の保全計画改善作業計画による類似事案の調査及び対応が不十分であることを示している。</p> <p>機構報告において、「未点検機器を解消した。」とする根拠である不適合管理の特別採用についての技術評価を確認したところ、「これまでの運転中に故障が生じた履歴がないこと」「単純な構造であること」等により、「点検時期を超過しての使用に問題がない。」とするなど技術的根拠に乏しい評価が行われている事例を複数確認した。なお、機構は本状況を踏まえ技術評価を見直すとの方針を表明している。</p>

機構報告において、保全計画の見直し作業の第一段階として「保安規定における低温停止時に機能要求がある機器を再優先として技術根拠を整備した。」としているが、保全計画を策定するための保全重要度の見直しに用いた機器レベルの安全機能の重要度区分クラス1及び2を定めたとする技術根拠資料(テクニカルメモ)は技術的レビューを受ける前の段階にとどまっております。作成途中のもので、技術的な検討が完了していない状況のものを適用していることを確認した。また、平成25年1月に機構が提出した報告で、「機器レベルの安全機能重要度の精査とそれによる保全重要度の再整理を実施する。」を中長期的な対策としていたが、技術根拠資料作成後、安全重要度クラス2以下の機器の再整理の計画が策定されず、見直し作業も実施されていないことを確認し、保全重要度の再整理に関するフォロー等の管理がなされていなかったことも確認した。

機器レベルの安全機能の重要度は、保全重要度の設定、保全方式の決定、重要度に応じた保全の実施等の保守管理を実施していく上での基礎となるものであり、これが曖昧であると保安活動自体にも影響を及ぼす可能性がある重要な情報として位置付けられるものである。

上記の事実は、保安規定第3条(品質保証)及び第103条(建設段階における保守管理計画)に違反しており、これまでの違反、監視事項に対する改善が未だ途上であることを示している。この結果は、機構報告において、もんじゅの保守管理体制及び品質保証体制について再構築が完了したとしていることに対し、なお不十分な点があったことを示すものであり、機構報告の信頼性に疑問を抱かせるものであることから、保守管理体制及び品質保証体制の再構築、保全計画の見直し等に係る委員会からの命令に対して適切に対応し、改善することが必要と考える。

それ以外の検査項目として、マネジメントレビューの実施状況、改善活動の実施状況、保守管理業務支援システムの運用状況及び根本原因分析(以下「RCA」という。)結果に基づく再発防止対策の実施状況について検査を実施した結果は以下のとおりである。

マネジメントレビューの実施状況の検査としては、機構の東京事務所において、昨年10月及び11月に実施されたマネジメントレビューの実施状況を確認した。このマネジメントレビューには、「品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更」をインプット情報とすることが保安規定に定められているが、RCA結果を踏まえて策定された再発防止対策はインプット情報とされていることが確認できなかった。機構からは再発防止対策は、もんじゅ改革計画に含まれており、もんじゅ改革計画はインプット情報としている旨の説明があったが、適切なレビューが行われているか、引き続き状況を確認していくこととする。

改善活動の実施状況及びRCA結果に基づく再発防止対策の実施状況の検査として、これまでの保安検査において保安規定違反又は監視として指摘した事項のうち、一部の事案については対応が進められていることを確認したが、「未点検機器の不適切な確認作業(所大チェックの不備)に対する改善」については、再発防止対策を適切に反映するための検討が前回の保安検査から進捗が見られない状況であり、RCA結果の是正処置等への反映、不適合管理の改訂管理、予防処置の計画が不十分である等の問題点を確認した。

また、機構報告ではRCA結果から抽出された要因を踏まえた対策を講じたとしているが、機構報告の提出後に、背後要因、組織要因を是正処置計画書や予防処置計画書に追加していることを確認した。機構報告との整合性について疑問が残ることから、引き続き事実関係の確認をしていくこととする。

さらに、不適合管理強化の対策として導入された「是正処置確認会」における審議が適切に実施されているかどうか確認したところ、審議対象、結果が議事録に未記載又は不明確である等の記録の管理に不適切な点が見られた。

これらは、品質保証体制が再構築の途上であることを示し、品質保証活動が十分に機能しておらず、更に改善を要すると評価する。

保守管理業務支援システムの運用状況については、保守管理における当該システムの位置付け、機能要求が不明確であり、安全機能重要度分類の入力がさ

	れていないこと等を確認し、実効的に機能しているかどうかの観点から継続的に改善していく余地があると考えられる。保守管理業務支援システムは、保守管理不備の再発防止対策として重要な項目であることから、今後の保安検査でも継続的に確認する。
--	---

別表1 - 2 : 安全文化醸成活動の実施状況に係る検査のうち
管理責任者へのインタビュー結果

<p>事業者名 (検査実施 期間)</p>	<p>北海道電力株式会社 (平成26年8月27日) 東北電力株式会社 (平成26年9月3日) 東京電力株式会社 (平成27年2月24日) 中部電力株式会社 (平成26年12月2日) 北陸電力株式会社 (平成26年6月6日) 関西電力株式会社 (平成27年3月10日) 中国電力株式会社 (平成26年9月9日) 四国電力株式会社 (平成26年12月9日) 九州電力株式会社 (平成26年11月28日) 日本原子力発電株式会社 (平成26年12月5日)</p>
<p>方法・確認項目</p>	<p>管理責任者に対してインタビューを実施し、以下の項目を確認した。 (1)経営部門の組織活動への支援 組織の安全文化を醸成するための活動が円滑かつ実効的なものとなるよういかなる関与、取り組みを行っているか。 (2)経営部門自らの活動と展開 経営部門自らが行う醸成活動がいかに実効的に行われ、その結果をいかに発電所レベルの醸成活動に展開しているか。 (3)経営部門の活動の具体化 原子力安全最優先の考えを、人的・物的資源配分など具体的な経営判断にいかに関与しているか。</p>
<p>検査結果</p>	<p>インタビューの結果、各事業者の管理責任者は、社長の指揮の下で安全文化を醸成するための活動について継続的な改善に取り組んでいることを確認した。</p>
<p>参考 (管理責任者の発言のうち気付き事項を紹介すると右記のとおり)</p>	<p>各事業者は、安全文化醸成活動に係る計画の策定、活動の実施、評価および改善を行っている。このうち、評価および改善について管理責任者から以下のような発言があった。 安全文化醸成活動に係る年度評価では、大部分の活動が有効であるとの評価結果となったため、複数の活動は次年度も継続して実施している。これに対して、社外有識者からメリハリを付けずに継続することは社員のストレスになるとの意見があり、やるべき活動からどのように実効的な活動を選ぶかを思案している。 安全文化醸成活動の有効性をどのように評価・改善していくかについては、適宜保安検査等で確認していくこととしたい。</p>

別表 1 - 3 : 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する
平成 26 年度第 4 回保安検査 検査項目及び検査結果

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	<p>基本検査実施期間 平成 27 年 2 月 24 日(火) ~ 3 月 10 日(火)</p> <p>追加検査実施期間 平成 27 年 3 月 4 日(水) ~ 3 月 4 日(水)</p>
検査項目	<p>1) 基本検査項目 緊急時の措置の実施状況 <u>実施計画の変更認可設備に係る保安活動の実施状況</u> 1 ~ 4 号機に係る運転管理の実施状況 予防処置の実施状況 気体廃棄物等の管理の実施状況(抜き打ち検査) 過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況</p> <p>2) 追加検査項目 平成 23 年度第 1 回保安検査における「不十分な保守管理計画」に係る保安規定違反(違反)の改善措置状況</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、平成 26 年度の保安検査重点方針等に基づく「緊急時の措置の実施状況」、「実施計画の変更認可設備に係る保安活動の実施状況」、「1 ~ 4 号機に係る運転管理の実施状況」、「予防処置の実施状況」、「気体廃棄物等の管理の実施状況(抜き打ち検査)」、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」を基本検査項目として検査を実施した。さらに追加検査項目として、「平成 23 年度第 1 回保安検査における「不十分な保守管理計画」に係る保安規定違反(違反)の改善措置状況」の確認を実施した。</p> <p>「緊急時の措置の実施状況」においては、特定原子力施設として、中長期計画に基づき、廃炉措置等に向け多種多様な作業が日々実施されている状況に鑑み、火災、地震及び緊急時への対応として、原子力災害等対策活動について確認した。</p> <p>原子力防災等の組織編成として、各 G M が緊急時対策要員として職務を遂行できる者を選任していること、緊急時の即応態勢として、新事務棟の完成を踏まえて必要な人員を維持していること、緊急時の連絡経路及び連絡体制として、自動呼出安否確認システムを使用した訓練を毎月 1 回実施していることを組織・要員構成表、記録等により確認した。</p> <p>緊急時対策要員に対する教育・訓練については、機能班ごとに原子力防災組織の活動に関する知識等を教育していること、ICS (Incident Command System: 一人の指揮者(監督者)が管理できる人数(班)の監督限界を定め組織を運用する仕組み。)の考え方を取り入れた緊急時体制による指揮命令、情報共有等の機能すること等を目的として実施した平成 25 年度の総合訓練を通じた評価を行うことにより災害対応能力の向上を図っていることを報告書、議事録等により確認した。</p> <p>また、防災資機材等の管理状況、火災に対する初期対応体制及び初期消火要員の力量・教育訓練の実施状況を報告書等により確認した。</p> <p>「実施計画の変更認可設備に係る保安活動の実施状況」においては、実施計画において変更認可された設備のうち、電源設備及びサブドレン他水処理施設の本格運転に係る保安活動について確認した。</p> <p>所内共通 M / C 5 A・5 B、所内共通 M / C 6 A・6 B に係る運転管理業務がマニュアルに基づく設備説明会、打ち合わせ等により必要な手順書の作成に必要となる情報を設備工事箇所から設備管理箇所に提供すること</p>

により移管されていることを通知文書等により確認した。

設備の移管後の作業等による安全処置については、所内共通M / Cの負荷側の受電試験時に実施したことを作業許可申請書により確認した。

サブドレン他水処理施設については、各設備の巡視点検を所掌するグループが、巡視点検要領に基づいて実施していることを巡視点検記録により確認した。

サブドレン水に係る分析については、排水の都度排水前に実施する分析、1ヶ月及び3ヶ月毎に実施する定期的な分析を行うこと及び分析試料が定められた識別シールにより管理されていることをマニュアル及び現場巡視により確認した。

建屋に貯留する滞留水の水位監視については、当直長がマニュアルに基づいて確認していることを記録により確認した。

「1～4号機に係る運転管理の実施状況」においては、1～4号機に係る安全確保設備等の運転管理に関する保安の措置で要求されている事項への対応状況について確認した。

運転員の確保状況、運転員の力量管理の状況を教育・訓練基本計画、報告書、議事録等により確認した。

運転上の制限に係る確認及び記録の状況については、運転日誌、定例試験結果記録、パトロールチェックシート等により確認した。

保全作業を実施するための計画的な運転上の制限外への移行状況については、設備保全箇所からのPTW申請により当直が事前検討会を開催することにより運転上の制限への影響を確認した上で必要な安全処置を実施していることをマニュアル、実施記録等により確認した。

また、巡視点検については、当直が実施する電源設備及び危険物設備の巡視点検に同行することにより、その実施状況を現場にて確認した。

「予防処置の実施状況」においては、平成25年度から原子力規制庁が実施している水密扉に係る調査において、製造している企業から調達した水密扉に製造管理上の不備が確認されたことから、予防処置に係る検討等の実施状況について確認した。

原子力規制委員会が平成27年2月17日に発出した一般連絡文書に基づき、今後実施される不適合管理委員会におけるスクリーニングにより予防処置の必要性に係る検討が実施される予定であることを聴取により確認した。本件については、今後の保安検査等により事業者の対応状況を確認していく。

「気体廃棄物等の管理の実施状況（抜き打ち検査）」においては、1号機原子炉建屋カバーダストモニタリング設備において、ガレキ撤去時のダスト監視の強化を目的とした改造が行われたことから、1号炉の気体廃棄物の測定項目等に係る保安活動の実施状況を抜き打ちで確認した。

1号炉原子炉建屋上部から放出される放射性物質濃度の測定に係る1号機原子炉建屋カバーダストモニタリング設備の改造に伴って変更された方法による試料の採取状況及び採取した試料の測定状況をダストサンプリング計画書、現場作業への立ち会い、記録等により確認した。

1～4号炉の気体廃棄物の放出管理については、原子炉建屋等から放出される粒子状物質の確認状況等を報告書等により確認した。

5号炉及び6号炉の放射性気体廃棄物の管理については、5、6号炉共用排気筒、5号炉非常用ガス処理系及び6号炉非常用ガス処理系から放出される粒子状物質の試料の採取状況、採取した試料の測定状況並びに測定結果の確認状況を記録、現場作業への立ち会いにより確認した。

「過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況」においては、平成

26年度第1回保安検査において発生した「4000トンノッチタンク群からの堰外漏えい」に係る保安規定違反（監視）について、3000トンノッチタンク群において水中ポンプによる移送が完了し順次撤去される予定であること及び1000トンノッチタンク群の代替設備に係る実施計画の変更が申請され、代替設備の設置後に当該タンクが撤去される計画であることを聴取により確認し、当該保安規定違反（監視）に係る全ての改善措置の完了を確認できたことから、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了とする。

平成26年度第3四半期に発生した「配管未接続部からの多核種除去設備処理水漏えい」に係る保安規定違反（監視）について、誤った手順書の作成を防止するために、タンク設置完了報告の作成手引きに基づいて工事実施部門が作成した配管接続ルートが明示された資料を使用していること、施工中の開口部を有する配管との仕切り弁の誤操作を防止するための操作禁止タグの取付け・施錠管理の運用が開始されていること、平成26年12月以降にインサーブしたK2エリアのタンクにおいて対策が適用されたこと等をタンク設置完了報告の作成手引き、タンクの設置完了の報告、設備別操作手順書及び聴取により確認し、当該保安規定違反（監視）に係る全ての改善措置の完了を確認できたことから、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了とする。

「平成23年度第1回保安検査における「不十分な保守管理計画」に係る保安規定違反（違反）の改善措置状況」においては、指示事項「保安活動に必要な人員及び体制の確保」として要求されている「必要な資源の確保」に関する改善の実績として、「要員計画は年度途中であっても、変更を必要とする場合は計画内容を変更できる仕組みとする」を記載した「要員・職位管理基本マニュアル」に基づいて福島第一廃炉推進カンパニーの平成27年度中期要員計画（平成27年度から平成29年度分）が経営会議に付議され、決済が終了したことを聴取により確認し、当該保安規定違反（違反）に係る全ての改善措置の完了を確認できたことから、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了とする。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、特定原子力施設の巡視等を行った結果、プラントの状況を適切に監視していること及び当直長の引継業務が適切に実施されていることを、引継日誌等の記録や免震重要棟集中監視室並びに5号機及び6号機中央制御室の巡視により確認した。

以上の検査結果から、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

核燃料施設等に係る保安検査結果報告

別表 2 - 1 : 平成 26 年度第 4 回保安検査 検査項目及び検査結果

【加工事業者 (1/6)】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） 加工の方法：ウラン濃縮 最大処理能力：1,890 tU/年（濃縮度 5%以下） 事業開始年月：平成 3 年 9 月
3. 検査実施期間	平成 27 年 2 月 17 日（火）～ 2 月 20 日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>(1) 検査項目 新規制基準及び現状確認を踏まえた対応の実施状況 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 初期消火活動のための体制の整備の実施状況</p> <p>(2) 重点検査項目 新規制基準及び現状確認を踏まえた対応の実施状況 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>(3) 逐条検査項目 なし</p> <p>(4) フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「新規制基準及び現状確認を踏まえた対応の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「初期消火活動のための体制の整備の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、加工施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【加工事業者（2/6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>名称：三菱原子燃料株式会社 加工の方法：再転換、成形（加圧水型軽水炉用） 最大処理能力： 475 tU / 年（濃縮度5%以下）（転換） 440 tU / 年（濃縮度5%以下）（成形） 事業開始年月：昭和47年1月</p>
3. 検査実施期間	平成27年2月9日（月）～ 2月13日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）検査項目 放射性廃棄物管理の実施状況 加工施設の操作に係る実施状況 非常時の措置に係る実施状況 教育訓練の実施状況</p> <p>（2）重点検査項目 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>（3）逐条検査項目 なし</p> <p>（4）フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、加工施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【加工事業者（3/6）】

1．事業者名	原子燃料工業株式会社
2．事業所及び施設の概要	<p>名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設） 加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用） 最大処理能力：250 t U / 年（濃縮度5%以下） 事業開始年月：昭和55年1月</p>
3．検査実施期間	平成27年3月2日（月）～3月5日（木）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）検査項目 保守管理の実施状況 放射線管理の実施状況 新規制基準を踏まえた対応の実施状況 安全文化の醸成活動の実施状況</p> <p>（2）重点検査項目 保守管理の実施状況 新規制基準を踏まえた対応の実施状況</p> <p>（3）逐条検査項目 なし</p> <p>（4）フォローアップ検査項目 なし</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」及び「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、加工施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【加工事業者（4/6）】

1．事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
2．事業所及び施設の概要	<p>名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン</p> <p>加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>最大処理能力：750 tU/年（濃縮度5%以下）</p> <p>事業開始年月：昭和45年8月</p>
3．検査実施期間	平成27年2月17日（火）～2月20日（金）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）検査項目</p> <p>新規制基準を踏まえた対応の実施状況</p> <p>マネジメントレビューの実施状況</p> <p>内部監査の実施状況</p> <p>不適合事象への対応状況</p> <p>（2）重点検査項目</p> <p>新規制基準を踏まえた対応の実施状況</p> <p>マネジメントレビューの実施状況</p> <p>（3）逐条検査項目</p> <p>なし</p> <p>（4）フォローアップ検査項目</p> <p>なし</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」及び「マネジメントレビューの実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、加工施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【加工事業者（5/6）】

1．事業者名	原子燃料工業株式会社
2．事業所及び施設の概要	<p>名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所 加工の方法：成形（加圧水型軽水炉用） 最大処理能力：383 tU/年（濃縮度5%以下） 事業開始年月：昭和47年9月</p>
3．検査実施期間	平成27年2月16日（月）～2月19日（木）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）検査項目 新規制基準を踏まえた対応の実施状況 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 給排気設備の停止に係る措置の実施状況 核燃料物質管理の実施状況 初期消火活動の実施状況</p> <p>（2）重点検査項目 新規制基準を踏まえた対応の実施状況 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>（3）逐条検査項目 なし</p> <p>（4）フォローアップ検査項目 なし</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等について現場立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を検査した。</p> <p>ウラン物性分析用の白金製試料皿等の所在不明事象については、最終報告書に記載されている、直接原因及び間接原因に対する再発防止対策、組織風土面からの原因と対策について事業所内での会議体で、論議され、その対策が実施されていることを確認した。</p> <p>また、管理不備を指摘する熊取町宛ての投書の内容については、第1加工棟の加工施設の撤去工事において一部埋設配管が残されていたが、埋設配管の上部に構築物がある配管を除き、撤去されていることを確認した。これらは「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」の中でその対応状況について検査を実施した。</p> <p>各検査項目については、検査の結果、保安規定に基づき保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、加工施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【加工事業者（6/6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設）</p> <p>加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>最大処理能力：200 t U / 年（濃縮度5%以下）</p> <p>事業開始年月：昭和63年3月</p>
3. 検査実施期間	平成27年2月25日（水）～2月27日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）検査項目</p> <p>新規制基準を踏まえた対応の実施状況</p> <p>不適合管理、是正処置及び予防措置に関する取組状況</p> <p>滞留ウラン回収に関する取組状況</p> <p>保守管理（巡視・点検、施設定期自主検査）の実施状況</p> <p>（2）重点検査項目</p> <p>新規制基準を踏まえた対応の実施状況</p> <p>不適合管理、是正処置及び予防措置に関する取組状況</p> <p>滞留ウラン回収に関する取組状況</p> <p>（3）逐条検査項目</p> <p>なし</p> <p>（4）フォローアップ検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防措置に関する取組状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認及び加工施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（1 / 6）】

1．事業者名	株式会社東芝
2．事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3．検査実施期間	平成27年3月5日（木）～3月6日（金）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目 高経年化に関する評価の結果に基づき策定された保全計画の実施状況について 保守の実施状況について</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「高経年化に関する評価の結果に基づき策定された保全計画の実施状況」及び「保守の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（2 / 6）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所名	原子力科学研究所
3．検査実施期間	平成27年2月10日（火）～2月17日（火）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p> <p>② 保守管理の実施状況</p> <p>うち、重点検査</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p> <p>② 保守管理の実施状況</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」及び「保守管理の実施状況」を検査項目として資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったが、以下のとおり指摘し、事業者において必要な対応を実施することとなった。</p> <p>施設の巡視点検</p> <p>巡視点検に関して、現在、実施している巡視点検は、長期にわたり同様の内容であり、毎年の計画段階において、施設の状況の変化等を踏まえた改善が行われているとは言えない。</p> <p>特に近年、施設の老朽化によるトラブルが多発していることを踏まえると、施設の状態、機能等を踏まえて、常に見直しの要否を含めて検討する必要があると考える。</p> <p>以上のことなどから、外注管理を含む巡視の内容、力量管理、異常を発見した場合の報告、措置等の全般にわたって検討を行い、改善を図ること。</p> <p>原子炉施設についての委員会活動</p> <p>原子炉施設等安全審査委員会の活動状況について確認したところ、FCA施設の輸送容器承認申請に係る機構内での審査が、概要資料による審査にとどまり、安全解析書の技術的な確認が十分ではなかった事例が見受けられたことから、適切な運用がなされるよう改善を図ること。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（3 / 6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成27年2月2日(月)～2月13日(金)
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>(1) 保安検査項目 保安検査における指摘事項の対応状況 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況 保守管理に係る取組状況 定期的な評価の実施状況</p> <p>うち、重点検査 保安検査における指摘事項の対応状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「保守管理に係る取組状況」、「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」及び「定期的な評価の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、「保安検査における指摘事項の対応状況」に関して、「監視(軽微な保安規定違反)」となる事案が確認された。この「監視」となる事案の他に保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、保安検査において以下の事項について指摘し、今後事業者において必要な対応がとられることとなった。</p> <p>確認された「監視」となる事案について 施設定期自主検査の一部実施不備 今回の重点検査項目である「保安検査における指摘事項の対応状況」に係る検査において、「材料試験炉(JMTR)第3排水系貯槽()建屋内への放射性物質の漏えい」(平成26年9月11日発生)の原因のひとつとされた第3排水系貯槽()の液面計の校正の方法の不備について確認したところ、今回の保安検査の時点で校正の方法の不備は是正されていた。液面計の校正は外注により行われていたが、排水系貯槽液面計のうち、第3排水系貯槽()及び()、並びに第4排水系ピットに関しては、保安規定で定めている施設定期自主検査として実施されていないことが確認された。一方、上記以外の液面計の校正は施設定期自主検査として実施されていた。</p> <p>これらのことから、本件は、保安規定第5編第36条(施設定期自主検査)第1項に抵触するものであり、「監視(軽微な保安規定違反)」と判定する。</p> <p>材料試験炉(JMTR)第3排水系貯槽()建屋内での放射性物質の漏えいについて(第三報)</p> <p>また、このことに関し、以下の対応を図ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JMTRとして検査計画が不十分なことを踏まえ、必要な検査項目を再確認し、その上で検査漏れがないか確認すること。 ・これらを踏まえた上で、検査内容が適切か確認するとともに、外注管理が適切に行われているかについても併せて確認を行うこと。 ・これらに関して、今後、適切に管理が行われるよう、必要

	<p>な改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認の結果を踏まえ、必要に応じて JMTR 以外の施設についても確認の上、必要な改善を図ること。 <p>なお、液面計の校正の不備については、その他指摘事項として指摘している。</p> <p>その他指摘事項</p> <p>JMTR(材料試験炉)で平成26年9月11日に発生した第3排水系貯槽()建屋内での放射性物質の漏えい(以下、「法令報告事象」という。)に係る事項について</p> <p>以下の要因の原因究明及び是正措置等に関して必要な対応を行い、その結果について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づく報告(以下、「法令報告」という。)に含めること。</p> <p>a) バルブ類の管理について</p> <p>バルブの開閉等の管理が適切に実施されていないことが検査において確認されてことから、速やかに以下の対応を図るよう指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該バルブの管理方法について速やかに検討し、必要な措置を講ずること。 ・同様にその他のバルブ類について、開閉状態等の確認を行うとともに、管理方法を検討すること。 <p>b) 液面計の校正について</p> <p>液面計の校正が不適切であったことが検査において確認されたことから、速やかに以下の対応を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該液面計の校正に必要な確認項目及び頻度等について、速やかに再点検し、その結果、校正が不適切である場合は必要な措置を講ずること。 ・同様に、その他の計器類の校正についても再点検等を行うこと。 ・計器類の校正に関して職員等の力量が維持できるよう組織として必要な措置を講ずること。
--	--

【試験研究用等原子炉設置者（４／６）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3．検査実施期間	平成27年3月2日（月）～3月3日（火）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目 保安検査における指摘事項の対応状況 保守管理に係る取組状況 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況 定期的な評価の実施状況</p> <p>うち、重点検査 保安検査における指摘事項の対応状況</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「保守管理に係る取組状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（5 / 6）】

1．事業者名	学校法人近畿大学
2．事業所名	近畿大学原子力研究所
3．検査実施期間	平成27年2月6日（金）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問とともに、日々実施している原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な評価の実施状況 記録及び報告の実施状況 検査、修理、改造等の実施状況 運転管理状況
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「定期的な評価の実施状況」、「記録及び報告の実施状況」、「検査、修理、改造等の実施状況」及び「運転管理状況」について検査を実施した。検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。保安検査実施期間の日々の保安状況については、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題が無いことを確認した。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（6 / 6）】

1．事業者名	国立大学法人京都大学
2．事業所名	京都大学原子炉実験所
3．検査実施期間	平成27年2月23日（月）～2月24日（火）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>保安検査項目</p> <p> 教育訓練の実施状況</p> <p> 保安に関する記録の実施状況</p> <p> 重水漏洩事象について</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「教育訓練の実施状況」及び「保安に関する記録の実施状況」並びに「重水漏えい事象について」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>各検査項目について確認した結果、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の運転管理状況については、施設の巡視等を行った範囲において、特段問題がないことを確認した。</p>

【再処理事業者（１／２）】

1．事業者名	日本原燃株式会社
2．事業所及び施設の概要	<p>名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 再処理の方法：湿式法（ピューレックス法） 最大処理能力：800t・Upr/年（4.8t・Upr/日） 事業開始年月：平成11年12月 （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）</p>
3．検査実施期間	平成27年2月23日（月）～3月6日（金）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（１）検査項目 交流電源供給機能等喪失時を想定した訓練及び非常時の措置の実施状況 非常時用器材の保守管理の実施状況 調達管理の実施状況 再処理施設の保守管理の実施状況 平成26年度第1回、第2回及び第3回保安検査における指摘事項等の改善状況</p> <p>（２）重点検査項目 交流電源供給機能等喪失時を想定した訓練及び非常時の措置の実施状況 平成26年度第1回、第2回及び第3回保安検査における指摘事項等の改善状況</p> <p>（３）逐条検査項目 なし</p> <p>（４）フォローアップ検査項目 なし</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「交流電源供給機能等喪失時を想定した訓練及び非常時の措置の実施状況」、「非常時用器材の保守管理の実施状況」、「調達管理の実施状況」、「再処理施設の保守管理の実施状況」及び「平成26年度第1回、第2回及び第3回保安検査における指摘事項等の改善状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において主に以下の対応が実施されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の維持、管理について、施設内の設備を把握し切れておらず、保全計画等の見直しも十分に行われていない状況であることから、「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」の要求事項を踏まえた、確認項目等を、施設の経年劣化等も考慮した上で整理し、確認手段や頻度等を含め対応方法を体系的に整備するとともに、変更が必要な社内標準類の改正等を行った上で、速やかに実際の業務に繋げる。 ・運転員が行う巡視・点検と保全要員が行う設備点検を組織間で連携して行い、その結果が再処理工場の設備維持管理に反映されるよう、予兆把握に基づく計画保全や管理目標値を超えた場合の設備交換等の対応につなげるために必要な仕組みの整備を図る。 ・保全計画の見直し等には組織内での十分な連携が必要だが、

	<p>建物を所掌する土木建築部及び施設の巡視全般を所掌する運転部が検討のメンバーに含まれていない状況であったことも踏まえ、事業部長を長とした俯瞰的な体制を整備して、規則要求事項の網羅的な評価という観点で検討を速やかに行う。</p> <p>また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、再処理事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>
--	---

【再処理事業者（２／２）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所及び施設の概要	<p>名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）</p> <p>再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>最大処理能力：210 tU/年（0.7 tU/日）</p> <p>事業開始年月：平成17年10月</p>
3．検査実施期間	平成27年1月19日（月）～ 1月30日（金）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。</p> <p>（１）保安検査項目</p> <p> 運転管理の状況</p> <p> 新規制基準を踏まえた対策の実施状況</p> <p> 施設の管理状況</p> <p> 被ばく管理の実施状況</p> <p> 放射性廃棄物等の放出管理状況</p> <p> 環境監視の実施状況</p> <p>（２）重点検査項目</p> <p> 運転管理の状況</p> <p> 新規制基準を踏まえた対策の実施状況</p> <p>（３）逐条検査項目</p> <p> なし。</p> <p>（４）フォローアップ項目</p> <p> なし。</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「運転管理の状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>また、保安検査において指摘した不適合事象等に対する組織的な取り組みの必要性や施設の老朽化への対応については、以下の取り組みが行われていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル等の水平展開に関し、安全・核セキュリティ統括部は、各拠点における保安活動への指導・支援、機構全体としての改善等を図っていく。また、同部を含む保安組織のあり方及び経年劣化への組織的な対応等について、引き続き検討する。 ・再処理技術開発センターと当該センター外の部署が連携して不適合事象等に対応するために立ち上げた会議体等において、水平展開及び是正処置に係る技術的な検討を行う。 <p>なお、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、核燃料サイクル工学研究所からの施設運転管理状況の聴取、記録の確認等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【使用者（1 / 15）】

1．事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2．事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3．検査実施期間	平成27年3月19日（木）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の運搬、貯蔵、受渡しの実施状況 施設の定期的な自主検査について 施設の巡視及び点検について 保安管理組織について
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「核燃料物質の運搬、貯蔵、受渡しの実施状況」、「施設の定期的な自主検査について」、「施設の巡視及び点検について」及び「保安管理組織について」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（2 / 15）】

1 . 事業者名	原子燃料工業株式会社
2 . 事業所名	原子燃料工業株式会社 東海事業所
3 . 検査実施期間	平成27年3月16日(月)
4 . 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <p>核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</p> <p>不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</p> <p>施設の巡視及び点検について</p> <p>保安管理組織について</p> <p>うち、重点検査</p> <p>不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</p>
5 . 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」、「施設の巡視及び点検について」及び「保安管理組織について」を検査項目として資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（3 / 15）】

1．事業者名	日本核燃料開発株式会社
2．事業所名	日本核燃料開発株式会社
3．検査実施期間	平成27年3月10日（火）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の定期的な自主検査について 施設の巡視及び点検について 保安管理組織について <p>うち、重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の定期的な自主検査について
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「施設の定期的な自主検査について」、「施設の巡視及び点検について」及び「保安管理組織について」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（４／１５）】

1．事業者名	株式会社東芝
2．事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
3．検査実施期間	平成27年3月4日（水）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安管理組織について 核燃料物質の保管管理に係る業務の実施状況について 保安教育の実施状況について
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安管理組織について」、「核燃料物質の保管管理に係る業務の実施状況について」及び「保安教育の実施状況について」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（5 / 15）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
3．検査実施期間	平成27年2月10日（火）～2月17日（火）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p> <p>保守管理に係る取組状況</p> <p>うち、重点検査</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」及び「保守管理に係る取組状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったが、以下のとおり指摘し、事業者において必要な対応を実施することとなった。</p> <p>施設の巡視点検</p> <p>巡視点検に関して、現在、実施している巡視点検は、長期にわたり同様の内容であり、毎年の計画段階において、施設の状況の変化等を踏まえた改善が行われているとは言えない。</p> <p>特に近年、施設の老朽化によるトラブルが多発していることを踏まえると、施設の状態、機能等を踏まえて、常に見直しの要否を含めて検討する必要があると考える。</p> <p>以上のことから、外注管理を含む巡視の内容、力量管理、異常を発見した場合の報告、措置等の全般にわたって検討を行い、改善を図ること。</p>

【使用者（6 / 15）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所名	核燃料サイクル工学研究所
3．検査実施期間	平成27年1月27日（火）～1月29日（木）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p> <p>保守管理の実施状況</p> <p>核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</p> <p>うち、重点検査</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p> <p>保守管理の実施状況</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「保守管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（ 7 / 1 5 ）】

1 . 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2 . 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）
3 . 検査実施期間	平成 2 7 年 2 月 2 日（月）～ 2 月 1 3 日（金）
4 . 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p> <p>保守管理に係る取組状況</p> <p>核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</p> <p>うち、重点検査</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p>
5 . 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「保守管理に係る取組状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったが、以下のとおり指摘し、今後事業者において必要な対応がとられることとなった。</p> <p>JMTR（材料試験炉）で平成 26 年 9 月 11 日に発生した第 3 排水系貯槽（ ）建屋内での放射性物質の漏えい（以下「法令報告事象」という。）に係る事項について</p> <p>以下の要因の原因究明及び是正措置等に関して必要な対応を行い、その結果について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 62 条の 3 に基づく報告に含めること。</p> <p>a) バルブ類の管理について</p> <p>バルブの開閉等の管理が適切にされていないことが検査において確認されたことから、速やかに以下の対応を図るよう指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該バルブの管理方法について速やかに検討し、必要な措置を講ずること。 ・ 同様にその他のバルブ類について、開閉状態等の確認を行うとともに、管理方法を検討すること。 <p>b) 液面計の校正について</p> <p>液面計校正の作業が不適切であったことが検査において確認されたことから、速やかに以下の対応を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該液面計の校正に必要な確認項目及び頻度等について、速やかに再点検し、その結果、校正が不適切である場合は必要な措置を講ずること。 ・ 同様に、その他の計器類の校正についても再点検等を行うこと。 ・ 計器類の校正に関して職員等の力量が維持できるよう組織として必要な措置を講ずること。

【使用者（ 8 / 1 5 ）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（南地区）
3．検査実施期間	平成27年2月23日（月）～2月25日（水）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p> <p>保守管理に係る取組状況</p> <p>核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</p> <p>うち、重点検査</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「保守管理に係る取組状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（ 9 / 1 5 ）】

1 . 事業者名	独立行政法人産業技術総合研究所
2 . 事業所名	独立行政法人産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所
3 . 検査実施期間	平成 2 7 年 3 月 2 7 日（金）
4 . 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 保安検査項目 記録の保管状況
5 . 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「記録の保管状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。 その結果、保安検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（10 / 15）】

1．事業者名	独立行政法人放射線医学総合研究所
2．事業所名	独立行政法人放射線医学総合研究所
3．検査実施期間	平成27年3月4日（水）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況</p> <p>保守管理について</p> <p>保安管理組織について</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「保守管理について」及び「保安管理組織について」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査で確認した範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（11 / 15）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
3．検査実施期間	平成27年2月18日（水）～2月20日（金）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規制基準を踏まえた対応の実施状況 品質マネジメントシステムの実施状況 記録及び報告の実施状況 委員会の活動状況について 保守管理に係る取組状況 <p>うち、重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規制基準を踏まえた対応の実施状況 品質マネジメントシステムの実施状況
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「新規制基準を踏まえた対応の実施状況」、「品質マネジメントシステムの実施状況」、「記録及び報告の実施状況」、「委員会の活動状況について」及び「保守管理に係る取組状況」等を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（12 / 15）】

1．事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2．事業所名	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
3．検査実施期間	平成27年3月12日（木）～3月13日（金）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常時訓練の実施状況 保安管理組織について 保安教育の実施状況 不適合管理の状況 保守管理について <p>うち、重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常時訓練の実施状況
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「非常時訓練の実施状況」、「保安管理組織について」、「保安教育の実施状況」、「不適合管理の状況」及び「保守管理について」等を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（13 / 15）】

1．事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2．事業所名	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター
3．検査実施期間	平成27年1月27日（火）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安管理組織について 保守管理に係る取組状況 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況 <p>うち、重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安管理組織について 保守管理に係る取組状況
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安管理組織について」、「保守管理に係る取組状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査で確認した範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（14 / 15）】

1．事業者名	国立大学法人東京大学
2．事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3．検査実施期間	平成27年2月26日（木）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目</p> <p>保守管理に係る取組状況</p> <p>保安管理組織について</p> <p>うち、重点検査</p> <p>保守管理に係る取組状況</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理に係る取組状況」及び「保安管理組織について」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（15 / 15）】

1．事業者名	国立大学法人京都大学
2．事業所名	京都大学原子炉実験所
3．検査実施期間	平成27年2月23日（月）
4．検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>保安検査項目 保安教育の実施状況 保安管理組織について</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安教育の実施状況」及び「保安管理組織について」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【廃棄物埋設事業者（1 / 2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 施設の種類：廃棄物埋設施設</p> <p>〔1号廃棄物埋設施設〕 1. 事業開始年月：平成4年12月 2. 最大埋設能力：40,960m³ （200リットルドラム缶204,800本相当）</p> <p>〔2号廃棄物埋設施設〕 1. 受入れ開始年月：平成12年10月 2. 最大埋設能力：41,472m³ （200リットルドラム缶207,360本相当）</p>
3. 検査実施期間	平成27年2月12（木）～2月16日（月）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目） 不適合管理の実施状況 廃棄物埋設地の管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」及び「廃棄物埋設地の管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認、廃棄物埋設施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物埋設事業者（2 / 2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所</p> <p>施設の種類：廃棄物埋設施設</p> <p>事業開始年月：平成7年11月</p> <p>最大埋設能力：非固化化コンクリート等廃棄物約2,520m³</p> <p>・平成8年3月廃棄物の定置完了、平成8年9月覆土完了、平成9年10月保全段階へ移行</p>
3. 検査実施日	平成27年2月27日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>規則改正を踏まえた対応の準備状況（重点検査）</p> <p>記録及び報告</p> <p>埋設保全区域の管理状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「規則改正を踏まえた対応の準備状況」、「記録及び報告」及び「埋設保全区域の管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が実施されており、検査を実施した範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>また、保安検査実施期間中の廃棄物埋設施設における日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物管理事業者（1 / 2）】

1．事業者名	日本原燃株式会社
2．事業所及び施設の概要	<p>事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設） 事業開始年月：平成7年4月 最大管理能力：ガラス固化体 2,880本 冷却方式：間接自然空冷方式</p>
3．検査実施期間	平成27年3月9日(月)～3月11日(水)
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目） 廃棄物管理施設の操作等に係る教育・訓練等の実施状況 保守管理の実施状況</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「廃棄物管理施設の操作等に係る教育・訓練等の実施状況」及び「保守管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については保安規定に基づき保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物管理事業者（2 / 2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター</p> <p>施設の種類：廃棄物管理施設</p> <p>事業開始年月：平成8年3月</p> <p>最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m³/年 固体廃棄物 845m³/年</p> <p>最大管理能力：廃棄体8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)</p>
3. 検査実施期間	平成27年2月4日(水)～平成27年2月6日(金)
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <p>非常時の措置に係る検査(重点検査)</p> <p>放射線管理の実施状況</p> <p>保守管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「非常時の措置に係る検査」、「放射線管理の実施状況」及び「保守管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。保安検査実施期間中の廃棄物管理施設の管理状況については、廃棄物管理事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1 / 3）】

1．原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2．事業所及び施設の概要	<p>事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所 施設の種類：発電用原子炉施設 廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月） 全体工程：平成13～37年度 原子炉領域安全貯蔵：平成13～30年度 原子炉領域解体撤去：平成31～36年度 原子炉領域以外解体撤去：平成13～36年度 建屋等解体撤去：平成36～37年度 （放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月）</p>
3．検査実施期間	平成27年2月16日（月）～ 2月20日（金）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） 保守管理の実施状況 放射性気体廃棄物管理の実施状況 教育・訓練及び力量管理の実施状況 放射性物質として扱う必要のない物の管理状況の確認（抜き打ち検査）</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「放射性気体廃棄物管理の実施状況」、「教育・訓練及び力量管理の実施状況」及び「放射性物質として扱う必要のない物の管理状況の確認（抜き打ち検査項目）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2 / 3）】

1．原子炉設置者名	中部電力株式会社
2．事業所及び施設の概要	<p>事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 1号原子炉及び2号原子炉 施設の種類：発電用原子炉施設 廃止措置計画の認可：平成21年11月18日 全体工程：平成21～48年度 解体工事準備期間：平成21～26年度 原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成27～34年度 原子炉領域解体撤去期間：平成35～41年度 建屋等解体撤去期間：平成42～48年度</p>
3．検査実施期間	平成27年2月23日（月）、24日（火）、26日（木）、27日（金）、3月3日（火）～6日（金）、9日（月）～11日（水）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目） 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 燃料管理の実施状況 放射線管理の実施状況 保安教育の実施状況 新燃料仮貯蔵庫における放射線管理状況（抜き打ち検査）</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「燃料管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」、「保安教育の実施状況」及び「新燃料仮貯蔵庫における放射線管理状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。また、保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲内においては、特段の問題のないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3 / 3）】

1．原子炉設置者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所及び施設の概要	<p>事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター （ふげん）</p> <p>施設の種類：発電用原子炉施設 廃止措置計画の認可：平成20年2月12日 全体工程：平成19～45年度</p> <p>使用済燃料搬出期間：平成19～29年度 原子炉周辺設備解体撤去期間：平成30～34年度 原子炉本体解体撤去期間：平成35～43年度 建屋解体期間：平成44～45年度</p>
3．検査実施期間	平成27年2月23日（月）～2月27日（金）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>非常時の措置に係る保安活動の実施状況 保安教育実施状況の確認 保守管理状況の確認 解体撤去物の管理状況の現場確認 周辺監視区域の確認（抜き打ち検査） 保守管理記録、使用済燃料の運搬・保存記録、教育の実施記録の確認（抜き打ち検査）</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の検査においては、「非常時の措置に係る保安活動の実施状況」、「保安教育実施状況の確認」、「保守管理状況の確認」、「解体撤去物の管理状況の現場確認」、「周辺監視区域の確認（抜き打ち検査）」、「保守管理記録、使用済燃料の運搬・保存記録、教育の実施記録の確認（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1 / 5）】

1．事業者名	株式会社 東芝
2．事業所名	研究炉管理センター（東芝教育用原子炉（TTR-1））
3．検査実施期間	平成27年2月19日（木）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目） 気体廃棄施設・設備及び液体廃棄施設・設備の保守・管理の実施状況について（平成26年度） 放射線管理 保安教育（訓練を含む）（抜き打ち検査）</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「気体廃棄施設・設備及び液体廃棄施設・設備の保守・管理の実施状況について（平成26年度）」、「放射線管理」及び「保安教育（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2 / 5）】

1．事業者名	学校法人五島育英会
2．事業所名	東京都市大学原子力研究所
3．検査実施期間	平成27年2月26日（木）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目） 気体廃棄施設・設備の保守・管理の実施状況について（平成26年度） 放射線管理 保安教育及び保安訓練（抜き打ち検査）</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「気体廃棄施設・設備の保守・管理の実施状況について（平成26年度）」、「放射線管理」並びに「保安教育及び保安訓練（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3 / 5）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所名	原子力科学研究所 試験研究用等原子炉施設 （JRR-2に限る）
3．検査実施期間	平成27年2月9日（月）、12日（木）、13日（金）、16日（月）、17日（火）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>保安検査（使用施設及び試験研究炉）における指摘事項の対応状況</p> <p>廃止措置管理の実施状況</p> <p>保守管理に係る取組状況</p> <p>記録及び報告の管理状況（抜き打ち検査）</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「廃止措置管理の実施状況」、「保守管理に係る取組状況」及び「記録及び報告の管理状況（抜き打ち検査）」を検査項目として、関係者への聴取及び資料確認により検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、今後改善する必要がある項目として以下のとおり指摘し、今後、事業者において対応することとなった。</p> <p>保安管理部の役割・機能について</p> <p>独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）原子力科学研究所（以下「原科研」という。）の保安管理部が必要な責務を果たせていなかったことに関し、原科研として組織の見直しを行う等、検討体制を整え、実施中とのことであることから、当面、改善の進捗をみていくこととする。</p> <p>また、上記の取り組みに関しては、保安管理部自ら現場の実態把握を行いつつ、実施することが重要であることを改めて指摘した。</p> <p>なお、事故・トラブル情報等に関しては、機構内で情報共有等を適切に行う必要があることから、これまでの安全・核セキュリティ統括部（以下「安核部」という。）の取り組みの評価を踏まえ、当該部の関与に関して引き続き検討することが必要である。</p> <p>不適合管理を実施する仕組み等の構築</p> <p>不適合管理の適切な実施ため、要領の改正を行ったとのことであるが、不適合管理を行うこと目的、趣旨を再確認した上で、不適合の要否の判断等を含め、適切に不適合管理を実施するため仕組みの改善に関して、引き続き検討を行い、必要な改善を図るよう指摘した。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（４／５）】

1．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2．事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3．検査実施期間	平成27年3月3日（火）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>保安検査における指摘事項の対応状況 保守管理に係る取組状況 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況（抜き打ち検査）</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「保守管理に係る取組状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として、資料及び聴取の確認によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5 / 5）】

1．事業者名	国立大学法人東京大学
2．事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3．検査実施期間	平成27年2月25日（水）
4．検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>記録及び報告の管理状況 保守管理に係る取組状況 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況（抜き打ち検査）</p>
5．検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「記録及び報告の管理状況」、「保守管理に係る取組状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」（抜き打ち検査）を検査項目として、立入り、資料及び聴取の確認によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

別表 2 - 2 : 保安規定違反について

原子力施設	件数	保安規定違反の概要
独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター (北地区)	1 件	<p>【件名 試験研究用等原子炉施設 JMTR (材料試験炉) における施設定期自主検査の一部実施不備】</p> <p>材料試験炉 (JMTR) 第 3 排水系貯槽 () 建屋内 (非管理区域) における放射性物質の漏えい (平成 26 年 9 月 11 日発生) の原因のひとつとされた当該貯槽液面計の校正の方法の不備に係る点検の状況を確認したところ、今回の保安検査の時点で校正の方法の不備は是正されていた。しかしながら、排水系貯槽液面計の校正の一部が、保安規定第 5 編第 36 条に基づく施設定期自主検査として実施されていないことが確認されたことから、「監視」と判定する。</p> <p>本事案については、平成 27 年 4 月 24 日に受理した上記第 3 排水系貯槽 () 建屋内 (非管理区域) における放射性物質の漏えい事象に係る法令報告 (第四報) において再発防止対策が示されており、当該法令報告の評価及び今後の保安検査等を通じて確認していくこととする。</p>

(凡例) : 保安検査期間
: 保安検査期間外